

総務文教委員会記録

○開催日時

令和4年6月23日 午前9時59分～午後2時29分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 中島由美子 | 委員 | 徳永武次 |
| 副委員長 | 屋久弘文 | 委員 | 坂口健太 |
| 委員 | 川添公貴 | 委員 | 山元剛 |
| 委員 | 新原春二 | 委員 | 山中真由美 |
| 委員 | 森永靖子 | | |

○紹介議員

議員 犬井美香
(請願第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書)

○その他の議員

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 議員 | 帯田裕達 | 議員 | 犬井美香 |
| 議員 | 阿久根憲造 | | |

○説明のための出席者

| | | | |
|-------------|-------|-------------|------|
| 未来政策部長 | 古川英利 | 教育部長 | 上大迫修 |
| 未来政策部次長 | 鬼塚雅之 | 教育総務課長 | 大濱浩一 |
| 未来政策部次長 | 古川誠 | 学校教育課長 | 玉利勝美 |
| 秘書広報課長 | 川床和代 | 社会教育課長 | 堀切良一 |
| 企画政策課長 | 下門隆嗣 | 少年自然の家所長 | 児玉学 |
| コミュニティ課長 | 田中英人 | 中央図書館長 | 尾寄菊一 |
| ひとみらい政策担当課長 | 松田明美 | | |
| | | 選挙管理委員会事務局長 | 坂元久徳 |
| 行政管理部長 | 田代健一 | | |
| 総務課長 | 橋口堅 | 監査事務局長 | 茶圓勝久 |
| 財政課長 | 祁答院欣尚 | 公平委員会事務局長 | |
| 契約検査室長 | 園田克朗 | | |
| 財産マネジメント課長 | 下菌伸一 | 議会事務局長 | 道場益男 |
| 行政経営課長 | 福元昭宏 | 議事調査課長 | 川畑央 |
| | | | |
| 会計課長 | 西元哲郎 | | |

○事務局職員

| | | | |
|--------|------|------------|------|
| 事務局長 | 道場益男 | 課長代理 | 前門宏之 |
| 議事調査課長 | 川畑央 | 主幹兼議事グループ員 | 上川雄之 |

○審査事件等

| 付 託 事 件 名 | 所 管 課 |
|---|---|
| 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 総 務 課 |
| 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 財 政 課 |
| 請願第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書 (所管事務調査) | 契 約 検 査 室 |
| 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 財産マネジメント課 行 政 経 営 課 |
| 議案第57号 薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 選挙管理委員会事務局 |
| (所管事務調査) | 会 計 課 公平委員会事務局 監 査 事 務 局 秘 書 広 報 課 |
| 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 企 画 政 策 課 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 |
| 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第1号 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情 (所管事務調査) | 教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 |
| 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) |
| (所管事務調査) | 中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家 議 事 調 査 課 |
| 発議 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について | |

△開 議

○委員長（中島由美子）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△総務課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、総務課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、議案第64号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）まず歳出について説明をいたしますので、予算に関する説明書の23ページをお開きください。

まず、歳出ですが、2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項総務一般管理費で、本年7月からの総務省との人事交流につきまして、本市職員が総務省に派遣する際の宿舎に関する経費を補正するもので、当初予算編成後決定したことから補正措置となったものです。

なお、総務省から薩摩川内市への職員派遣につきましては、議員全員協議会でも説明がありまして、国の地方創生人材支援制度を活用したデジタル専門人材を派遣いただくものです。

次に歳入ですが、21ページをお願いいたします。

22款5項4目雑入のうち、上から2行目の職員宿舎家賃収入で、薩摩川内市職員宿舎に関する規則に基づき、派遣職員から徴する家賃について補正をするものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明

がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）1件だけ、要望です。職員証、職員一人一人交付をされている職員証について、ちょっと立ち話の中で職員から言われたんですが、合併時に交付をいただいで、新規採用職員はその都度交付されるんでしょうけど、マイナンバーカードでさえ10年に1回ぐらい更新をせないかんという中で、十七、八年たっている今、職員証が更新されていない。そこは検討されるべきじゃないかという要望なんですけど、何か考えがありますか。

○総務課長（橋口 堅）確かに、平成18年に作成をして、かなり長くなっておりますので、ぜひ、検討をさせていただきたいと思います。

○委員（新原春二）行政管理部長にちょっとお願いなんですけど、今回、4月1日から機構改革があつて、仕事分担の相当凝縮をされて、いろいろやりとりがあつたというふうには聞いているんですけども、そこら辺のグループ長以下もなんですけど、グループ長が範疇する仕事内容、そういうところの一覧表というのは、今できていますか。

○行政管理部長（田代健一）グループ長の業務と申し上げますか、今回の組織機構改革に伴いまして、グループの所管事務の見直し、グループ再編を行いましたので、各グループの所管する業務についての所掌事務の把握というのはいたしております。

その各グループの所管する業務につきましては、グループ長が統括する部分と、それから、本年度から担当主幹というものを置いておまして、担当主幹が専属するものがございまして、そこに分かれる部分がございますが、それも含めて一括、統括としてはグループ長がいたしておりますので、

御質問のございましたグループ長が所掌する事務範囲というのは、各グループの所管事務で確認ができるかと思えます。

○委員（新原春二）今回、全般にわたって相当な、機構改革がなされていますけども、行政管理部で総まとめをされると思うんですけど、各部課あるいはグループまで、そういう業務の在り方——在り方というか、業務の範疇のそういうような列挙されたようなものはあるんですか。というのは、我々は市民からいろいろ意見をもらって、どこに、誰に言えばいいのかというのは、非常に迷うところがあるんですけども、これはもう総務課だけじゃなくて全部全課、そういうのが一覧表にあるんだったら、提示をしていただきたいと思うんですけど、そこだけ。

○行政管理部長（田代健一）今回の機構改革で、旧行政改革推進課が所管いたしておりました事務のうち、定数については総務課に来ておりますけれども、組織機構につきましては、行政経営課のほうで所管しておりますので、また行政経営課のところでお答えのほうをさせていただければと思えます。

○委員（新原春二）わかりました。

○委員長（中島由美子）他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

△財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（祁答院欣尚）歳出はございませんので、歳入から説明をいたします。

予算書の14ページを御覧ください。

16款2項1目総務費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を

増額するものでございます。

19ページを御覧ください。

20款1項1目財政調整基金繰入金は、財源対策として増額するものであります。

22ページを御覧ください。

23款1項5目農林水産業債では、林道奥戸線舗装事業に係る財源として林道建設事業債を計上し、8目消防債では、小型動力ポンプの更新に係る財源として消防防災施設整備事業債を増額し、9目教育債では、恐竜化石活用事業が県の特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことに伴い、財源組替えとして文化振興施設整備事業債を減額するとともに、甌地域の学校給食センター施設整備事業の財源として教育施設整備事業債を増額するものであります。

次に、地方債補正について説明いたしますので、11ページの第2表地方債補正を御覧ください。

地方債補正として、林道建設事業債を追加するとともに、消防防災施設整備事業、文化振興施設整備事業及び教育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

[紹介議員 着席]

△請願第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書

○委員長（中島由美子）次に、請願第2号地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略いたします。（巻末に請願・陳情文書表を添付）

それでは、紹介議員の犬井議員に出席いただいておりますので、請願の趣旨等について説明を求めます。

○紹介議員（犬井美香）このたびは、総務文教委員会におきまして、本請願に関する趣旨説明の機会を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

さて、今、全国の自治体におきまして、少子高齢化が急激に進展する中で、子育て支援策の充実や医療・介護などの社会保障制度の拡充、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化に向けた環境対策、地域交通の維持・存続、また、行政のデジタル化の推進など、より斬新で極めて多岐にわたる役割が求められています。

一方、現状に目を向ければ、地方公務員をはじめとする公共サービスを担う人材は不足し、疲弊する職場実態にある中で、一昨年来の新型コロナウイルス感染症や、近年多発している大規模災害への対応に加え、デジタルガバメント化への対応も迫られ、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

これらに対応するための地方財政について、政府は、いわゆる骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に対応できるのか、大きな不安も残されており、引き続きこれらの行政需要に対応できる財源の確保を求めていく必要があります。

このことから、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、新たな行政需要となっているコロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すことが必要となります。

この意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から、地方の現状を直接国に訴えるために行うものであり、地域の公共サービスの水準を維持するため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通して、地方財政の確立を目指そうとするもので、政府概算要求の策定時期に照準を合わせ、昨年度と同様に今期定例会での採択をお願いするものです。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択について、委員各位の御賛同をよろしく願います。

○委員長（中島由美子） それでは、当局からは本請願について、特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑はないと認めます。

では、紹介議員に対する質疑はありませんでしたので、これで終了いたします。

犬井議員には、本委員会に出席いただき、ありがとうございました。

[紹介議員 退席]

○委員長（中島由美子） それでは、本請願の取扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（坂口健太） もう十分に審査したと思います。採決したらどうかと考えます。

○委員長（中島由美子） 採決という声がありますが、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は、起立により行います。本請願を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中島由美子） ありがとうございます。起立多数であります。よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

以上で、本請願の審査を終了いたします。

なお、意見書提出の発議については、のちほど協議いたしますので、御了承願います。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

△契約検査室の審査

○委員長（中島由美子） 次は、契約検査室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

○契約検査室長（園田克朗） それでは、行政管理部関係の総務文教委員会資料2ページをお開きください。

令和3年度の建設工事の状況について御報告いたします。

（1）年度ごとの入札状況でございます。令和3年度の入札執行件数は、合計223件で、平均落札率は94.73%でございます。ダンピング対策である低入札価格調査開始のラインが92%ですので、そのラインを上回っていることとなります。

次に、表の真ん中辺りですが、（2）一般競争入札における工種ごとの開札状況でございます。一番下のほうを御覧ください。

①一般競争入札における工事成績評定の平均点を入札参加条件とする成績条件付入札は81件で48.2%となっております。

②の予定価格の92%未満の額で応札があったときに実施する低入札価格調査は、78件で46.4%でございます。

③の同額での応札によるくじの発生率は79件で47%でございます。前年度と比較し、5.2ポイント増加しています。増加の理由といたしましては、くじの発生率の高い工種としては、これまで土木一式工事、舗装工事にくじの発生が多かったですが、3年度は水道施設工事においても多く発生したことによるものでございます。

次に、3ページになります。

（3）一般競争入札における金額区分別発注件数の状況です。1,000万円未満の工事が、75件で全体の約45%でございます。

一番下の表、2のコンサル業務委託の状況でございますが、総発注件数は54件で、平均落札率は90.3%となっております。

次に、4ページとなります。

上の表、3、一般競争入札の落札率の状況でございます。棒グラフが発注件数です。7月は設計完了により、10月は下半期の始まりで、3月は15か月予算による翌年度の工事施工に向けた発注で多くなっているところでございます。

下の表、4、工種別の平均落札率の状況で、横線の棒グラフが令和3年度です。おおむね前年度より上回っている状況です。

次に、5ページになります。

上の表、5、工事成績評定点の状況でございます。令和3年度の評定については、最高点が92.3%で、最低点は72.4点というような状況でございました。その下の表は平均点の推移で、一番右の欄が各年度の平均点でございます。工事成績評定制度がスタートしました平成17年度は66.67点でしたが、令和3年度は、82.81点で年々高くなってきているところでございます。

一番下の表は、6は、価格と技術力を評価し落札者を決定する総合評価落札方式の実施状況でございます。

予定価格3,000万円以上の工事を基本対象としており、令和3年度は21件を実施し、平均落札率は97.1%となっております。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二） 入札は、それぞれ公平に、透明になされているとは理解はするんですけども、どうしてもやっぱりくじというのが、我々も引っかかるし、また業者さんもくじに関して非常に不満というか、不審を持っていらっしゃるんじゃないかという嫌いがあるんです。

入札は、それなりに適切な価格で入札されていると思うんですけども、積算価格、積算をする場合に、全く1円まで変わらない積算というのは、私はあり得ないと思うんです。そうした場合に、積算をする計算方式あるいは計算図書、そういうものがあってそういう状況になってくると思うんですけども、それはそれで正式なルールですから、それはいいんですけども、入札するということは、それはくじで決まるということになりますと、大体図書をすれば同じ価格になってくるので、例えば談合の嫌いがいいのかというふうに思うんです。同じ価格で、もうおまえの会社はどれくらい出すのか、うちの会社はこれで出すぞということで、それで合わすかいということで、何社もそれに話をすれば、結局談合になってくるわけですよね。そうしたものが見抜けるか見抜けないかという話なんですけども、そこら辺の感覚はどうですか。

○契約検査室長（園田克朗） くじの件について

てお尋ねだと思います。

くじが発生する基本的な考え方というのをまず説明させていただきたいと思います。

事業者の積算能力が高くなってきておりまして、今言われましたとおり、1円単位の値までで最低の額で入れていらっしゃる場所がございます。最低の額といいますのが、審査基準額ということで、これ以下につきましては、落札できない額ということで、一般的には最低制限価格とか昔は言われておりましたが、今、それを審査基準額というので、低入札価格調査でやっております。

ですから、この工事を受けたいという事業者さんにおきましては、積算能力も高くなってきておりますので、その最低の額のところでぜひともこの工事を受けたいということで、何社の方も応募をしてきていらっしゃる状況でございます。

なぜこうなるかといいますと、ダンピング対策ということで、国のほうでも低入札で請け負わないようにするような制度として、一定の額以上、それが低入札価格調査ということで審査基準額を定めているんですが、ダンピングとならないようにするためにその基準額が定められております。

それで、事業者様としては、それをどうしても工事を受けたいという、その額で札を入れられると。そうすると、昨日もあったんですが、舗装工事においては11社が同じ価格で、最低のところで入れたということになります。

そのくじをどのようなふうでしているかということでございますが、くじの仕組みは、電子入札時に事業者さんが3桁の数字を入れるようになっております。そして、この3桁とグリニッジ標準時の1970年1月1日0時から、電子入札をしたその時間までの累積秒数の下3桁、それを業者さんが入れた下3桁と累積秒数の下3桁を加算して、そして、それぞれ応札した業者の3桁の数を合算して、応募者数で除した余りの数を入札受付順に割り当てたものが当選者となります。

それで、1秒違ふとくじの結果も変わってくるというような形で、これは本市だけではなくて、県の入札システムの中で運用されておりまして、全国的にも同様な内容でくじをしていらっしゃるということで、先ほど言われました談合とかそういうやつ、最低で取りたいとしている業者が多くいらっしゃれば、その中でくじになってしまうこ

とはどうしようもないと、また、全国的にもくじが発生している状況はあるということで、本市特有だけではないということは御理解いただければと思っております。

ちょっと長くなりましたけど、くじの考え方と、それとくじの当選の仕組みというのをちょっと御説明させていただきました。

○委員（新原春二） その中身はよく分かります。はたから見たときに、やっぱりくじになりますと、今度はおまえの会社で、今度うちの会社で落ちることが出ないように、今はできないシステムなんですけども、そういうのがあり得るかもしれませんので、その辺は注目をされていて、幾らくじであっても、あんまりくじで決まるというのは、もう宝くじと一緒にだなどという話で、投げやりになってしまわれる業者さんもいるかと思っておりますけども、そこら辺の士気の低下にならないように御指導をしてください。要望です。

○契約検査室長（園田克朗） お気持ちは分かります。地元の会社があるところの目の前の工事が、なかなか従来であれば、もう私のところがここはやるというようなあれもあったんですけど、今ではこういうくじになってしまうと、それもなかなか取れないというのも現実であります。なかなか致し方ないところであるということは、もう十分思うところでございます。

その点につきましては、また国・県のほうの制度等も確認をしながら、何か解決策があれば対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員（川添公貴） 私のほうからくじに関して、全部見ていると、新原委員がおっしゃったように、積算が同じソフトを使っているんで、業者さん、精度が上がったって丁寧にいらっしゃるんですけど、同じソフトを使って0.92を掛けたらみんな同一価格になります。それを放り込むんで、当然同率が出ます。当たるところはしょっちゅう当たって、そこで不公平感が生まれているというのが現実です。

聞きたいのは、最低落札価格を92%に設定をしてあるんですが、工種に、工事現場によっては92から95の範囲内で、昔は最低制限価格やったんですけど、今、入札何とかがいうのに、仮に変えれば、くじというのが避けられるんじゃないかとは思いますが、そこが1点、そこをどう

考えるかということ。

それから、資材費が高騰しているんで、契約変更が結構あると思うんですけど、それを加味した形で設定価格をちゃんと組んであるのかということ、これ2点目。

それからもう一点、令和3年度7月に災害が相当起こったわけですけど、本市の分、それから県の方も含めて、全部対応できているかどうか、落札できているかどうか、発注ができていないかどうかということを確認したいと思います。

ちなみに、聞いているところによると、まだ40%ぐらい受注されていないところがあるやには聞いているんですけど、それは本当かどうか。

それともう一点、これは今後の考え方なんですけど、業者の方々は、地元の災害が起こったときには、地元の災害現場に派遣されるんですよ、要請を受けて出ていかれるんですよ。入札時になったときは、取れないんです、おっしゃるように、くじだから。そこがどうもいまだかつて合点がないんで、その災害工事を一切取らないところがどんどん工事を取っていくという現象もあるわけですよ。ですので、災害復旧工事等を受けた業者が優先的に取れるような形をつくっていかないと、今後、災害が起きたら地元建設業者は出ませんよ、取れないんだから、実際。

それは、ちょっと独り言なんですけど、現実取れないから、なぜ夜中走らないかんかっていう不満は聞くんです。でも、走っていきやっわけです。チェンソー持って、スコップを持って走っていきやっわけです。そういうところには、くじだけど、くじになったら災害を何%受けている会社から優先的に取っていくとかいう形を取ればありがたいなとは思っているんですけど、そこ辺の考えを、大きく4点なんですけど、お答えいただきたい。

○契約検査室長（園田克朗） 4点ほど御質問を頂きました。

まず、1点目の92%を95から92%ぐらいのパーセントでできないかということで、これは、ダンピング対策の国が示しているラインが92%でございます。

現実には、それ以下でも入札額は、札は入れられるようになっております。それが低入札価格ということでございまして、それについては直接工

事費の97%、一般管理費共通経費の何%というのを細かく計算をすれば、額が積算できるようになっております。それで入札をされることも多数ございます。それによってくじが発生する場合もございます。言われるとおり、積算能力、システムが高く、精度が高くなっているから、端数まで一緒になるという状況もありますが、92%に限らずそれ以下でも、おおむねざっと言ったら90%ぐらいまでは入札額を落とせるような仕組みにはなっておりますので、その点は御理解いただければと思います。

次に、資材費の関係の高騰してきているということでございます。設計につきましては、設計した時点における公共単価というのがありますので、それをもちまして設計はされております。

ただ、資材が、工事を施工しているときに高くなる、そういうようなのが現状があると思います。契約書の中に、単品スライド条項というのがございまして、契約額の1%以上、その資材費が高騰になったら、1%を超える分は契約変更ができるという契約条項がございまして、もしそういうような資材高騰があったときには、それで対応していくということで、これは発注課においても十分契約書にも書いてありますので、それで適用されることになるかと考えております。

3つ目の昨年度の災害の残数の40%と言われたんですが、ちょっと発注がの総数、詳細はこちらのほうも把握できていないところがございますが、道路・河川等の災害の状況で、まだ発注が不確定なものが何件くらいあるだろうかということで、確認しているところでは、四、五件ぐらいということで、ちょっと先般確認はしたところでございます。

それと、災害の件でございますが、言われるとおり災害が発生した場合に、即近くの事業者さんに来てもらって、応急災害復旧はしていただいております。本当、夜中であつたりしていただいて、感謝しているところでございます。

実際、応急が済んで、災害査定を受けての災害復旧工事を発注するときには、基本的には、まずその現場に近いところから10社程度を、これは、先ほどから話がある一般競争入札ではなくて、指名競争入札で入札執行しております。

ですから、現場に近いところの業者さんには、

まず最初指名をして、この工事を応札してくださいということをお願いをしているところがございます。

ただ、現実的には、なかなかそこを応札がいただけないところ、状況でございます。まず、私どもとしまして、近場のそういう御協力いただいたところの業者さんに、指名でまず第1回の入札をお願いをしているところがございます。

以上、災害復旧の指名入札で行っていることで御理解いただければと思います。

○委員（川添公貴） 災害の件は、私は一般競争入札かなと思っていたんで、今までずっと。指名競争入札をする中で、そういう事態が起こっているということは、その現場が採算に合わないんです、合わない。言ったように、そういう、ここは採算に合わないんだけど、そういう災害現場、市民のためにやる業者の皆さんについては、次のくじの、例えば大型の発注工事があったときの優先順位をきちっとつけてやるとか、余計な話ですけど、焼酎の村尾と茶屋とセットで売るとか、まあ、セットというやり方はおかしいんですけど、次回入札条件として、災害対応の頻度が、どれくらい貢献度があるのかということを加味したような形でやっていただくと、ここはしょうがないと、気張ろうかいというのも出てくると思うんです。

ある場所の発注のことで、ちょっと苦情を受けてまして、全く災害を受けていただけないところから6億7,000万円取っていらっしゃる、何ということかと、全部くじです。落札率92%、くじ、だから、運がいいんです。何ら法律違反もないし、何ら問題もないんだけど、くじ運がいいんです。

だから、やはりそういうことを今後ちょっと変えていかないと、なかなか作業もされる人も、職員さんたちも減ってきている中で、業者としてはやっぱり効率のいいところを取っていききたい。

それから、もう一つ苦言を言わせていただくと、市の発注工事よりは県を先に取りたい、分かれるですよ。県のほうがいいんです、割が。だから、まず県を取ってみて、なおかつ余力があったときに札を入れるわけです。極端に言えば、そんな感覚です。

だから、実情をしっかりと業界団体と話し合

ていただいて、どういうのがより有効的にやれるのかどうかというのは、今後模索してもらいたいとは思っています。

○契約検査室長（園田克朗） 災害復旧工事を受けたところに、インセンティブをとということでの話だと思います。

一応考え方として、私どもも何か手はないかということで、災害復旧工事を受けたところにつきましては、評定点が6点加算になるようなインセンティブも与えるようにしています。工事成績評定点につきましては、点数が上がれば上位の工事も、金額が大きい工事でも入札できるようにできるとか、あるいは総合評価の分を、そこを加点をすとかというようなこともやっております。

まだ、このほかに何かあれば、また取り組んでいきたいと思っておりますので、また今後も検討してまいります。

県と市との分については、県のほうが事業費的にもベースが大きいので、大きい事業費のほうを落札される傾向は、本市の工事におきましても、工事額が大きいほうを、応募が多いというのは実情でございますので、そういう考え、流れもあるのかとは思いますが、詳細な県と市との違い、何ゆえかというのは、そこまではちょっと把握し切れていないところが実情でございます。

○委員（山元 剛） 災害、そもそも論で、市の災害を取らないというのは、うまみがないとか、ただでさえ今の建設業、今人手もないし、その中で市の発注の災害にメリットを感じない。今、先頃取ったところに対して、ニンジンじゃないけど、評価点でさらに高額の入札に参加できるように、それはあくまでも行政サイドの餌であって、でも、実際にやるほうは、目先の工事額が、それは県とあれば、金額が大きいのは別として、やっぱり利益が残るような災害工事だったら、私は行くと思うんです。そこを、この工事を無理してやったら点数をやるよというのは、僕はそれはちょっとおかしいと思うんです。

そこに対しては、次の入札をするために、もっと大きい工事を取るために、今回無理してでもやれば点数が取れるよと、それは行政サイドからいったら、その場の災害工事は進むけど、でも、その工事をするときには、業者サイドは赤字を打ってでもやるわけですよ。そこには点数、次の

あれが。

でも、そもそも論で、確かに財政は厳しいけど、そこをもっと見てやらないと、資材も上がり、人件費も上がってきている中で、特に災害というのは、困ったときは必ず協会とか建設業の方、今まで歴史でずっとやってきていて、そこはもう少しやっぱり、もちろん法令的にいろいろ難しいことはあるのかもしれないけど、そこはもう少しちょっと寄り添ってもいいんじゃないのかなと僕は思うんです。

そういう姿勢を見せるだけでも、単純に県がよかと、市はもう駄目やって言われる我々議員としてもなかなか悲しいんです。そこはもっと、単純にお金を上げてやれば、確かにいいのかもしれないけど、それができないんだったら、それなりの何かやっぱり点数をやるんでしてくれよじゃなくて、もっと違う方法もしてもらいたいなと、意見です。

○契約検査室長（園田克朗） すいません、ちょっと先ほど飛ばしたんですが、内容を1点。一応、災害復旧工事につきましても、できるだけ1か所、2か所、3か所集めて、入札額としては高くなるような、合札というんですが、そういうような手だても考えたりしてはやっているところでございます。

今後も、言われたとおり、いろいろな御意見もあると思いますので、施工しやすい入札となるような形で検討していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査室の審査を終わります。

△財産マネジメント課の審査。

○委員長（中島由美子） 次は、財産マネジメント課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下藺伸一） 歳出について御説明をいたしますので、予算に関する説明書の23ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費の車両管理費110万1,000円は、本年4月の道路交通法改正により、10月から公用車を運転する際、その前後にアルコール検知器を使ったチェックの実施が義務づけられることから、その対応のために、新たにアルコール検知器115台と、検知器に呼気を吹き込む際に使用する紙ストロー173箱の購入に係る消耗品費の増額でございます。

内容としましては、道路交通法の改正によりまして、白ナンバーの定員11人以上の自動車1台以上またはその他の自動車を5台以上保有する安全運転管理者選任事業所につきましても、アルコールチェックが義務化をされます。本市もその対象事業所となります。

既に4月からは、運転の前後に目視及び聞き取りによりまして、酒気帯びの状況や体調不良がないか、対面確認を実施をしております。さらに10月からは、先ほど申し上げましたようにアルコール検知器を使ったチェックを運転の前後に実施する必要があることから、道路交通法施行規則によりまして、国家公安委員会が定める検知器を購入するための予算を今回補正でお願いをするものであります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願ひします。

○委員（新原春二） アルコール検知器の115台、これは本庁だけに設置をされてあるのか、各支所、出先の消防局も含めてありますけども、そこ辺の115台の分配状況というのを教えてください。

○財産マネジメント課長（下藺伸一） アルコール検知器の分配状況ということですが、一応、消防局、水道局は別個で、それぞれの所属で購入をすることとしておりまして、この115台につきましても、財産マネジメント課が管理しております公用車で使用する分、本庁、支所も含めた分の機器の購入ということになります。

あと、それから、それぞれの所管課で管理している公用車もございまして、その分もまとめて財産マネジメント課のほうで購入して、対応する

こととしております。

○委員（新原春二）115台は分かりました。その配置の箇所、どこでそういう検知をされるのか、また、時期的に、時間的に、朝1回なのか、昼間なのか、帰るときなのか、そこ辺のそういう規定というのはいないんですか。今は消防局の関係があったので、そこら辺がちょっと市民的にもやっぱり注目をされる場所ですので、そこら辺を、どこの箇所に、どこの部に、あるいはどこの課に置いて誰が検知をされるのか、そこら辺の具体的な内容は分かっていますか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）財産マネジメント課で管理している集中管理につきましては、財産マネジメント課の貸出しのところで検知器を使ってやります。それは、まず車に乗る前、貸出しのときに1回行います。そして、公用車で出て、業務を終えて帰ってきたときにもう一回検査を行ってチェックをするというふうに、流れになります。

あと、それぞれの所管の公用車につきましては、それぞれの事務所で、課長なり上席の職員が、出ていく際にそれぞれ同じような検査をするということになります。

詳細な取扱いにつきましては、今後また取扱いの要領を定めまして、周知をしていきたいというふうに考えております。そういう取組でいきたいと思っております。

○委員（新原春二）いつ頃その配置をされるのか、今予算が出ていますので、今から購入だと思わうんですけども、配置としてはどのくらいの時期から施行されるというふうな考えてあるんですか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）予算を認めていただいた後に、早ければ7月中に入札をいたしまして、10月1日からの施行になりますので、その前までには機器を配置して、取扱いの要領等も定めて、対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。

○委員（徳永武次）1点だけお尋ねします。今、文化ホールの解体があって、今まで公用車がずっと隣にありましたよね。今、河川敷にとめていますよね。隈之城川のあそこに公用車を駐車していますよね。完成後は、どこか確保ができていますか、駐車場の。あのままずっと河川敷でいられるんですか。

○財産マネジメント課長（下藺伸一）今、河川敷と、それから元の放射線の監視センターがありましたところに駐車をしております。その後、解体が済んだ後、文化ホール跡にはまた、その後の施設ができることになっておりますが、その際、公用車駐車場も併せて整備されるので、そこを借りるという形で今のところは計画をされております。

○行政管理部長（田代健一）市で文化ホール跡地の利活用について公募を行った際の条件といたしまして、公用車の駐車場についての提供という項目がございました。それに基づいて、現在、開発のほうを行っている事業者のほうで整備をした上で、市のほうに貸し出すということで契約をすることになっております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産マネジメント課の審査を終わります。

△行政経営課の審査

○委員長（中島由美子）次は、行政経営課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政経営課長（福元昭宏）それでは、予算に関する説明書23ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費における歳出補正予算額は、地域情報化推進事業費の委託料を61万6,000円増額するものでございます。

その内訳は、当初予定していたデジタル活用推進支援事業の住民向けデジタルデバインド教室、スマホ初心者向けの基礎講座の開催を、身近な人がちょっとした相談に答えられるような支援者を地域で育てるための講座に変更するためのもので、地域の担い手、地域の身近な人を対象として、教える側の効果的な話法やツールの活用法など教え方のコツといった内容に変更するものです。

変更の理由は、昨年度、国の補助事業を活用し、通信事業者2者が本市において住民向けの講座を開催しており、昨年度実施した地域では今年度の開催はできないとされていたものが、国の方針変更により実施可能となり、通信事業者が実施申請をしたことから、実施内容を変更するものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）先ほども聞いたんですけど、行政経営課ですけども、どういう方向な仕事をされるか全く分かんないんですよ。実際そうですね。我々は分かんない、市民は何の課に行けばいいのかという、具体的に行政経営課がどういう仕事をされて、何グループあってどんな仕事をされるのか教えてください。

○行政経営課長（福元昭宏）まず、私どもの行政経営課ですけども、主な業務としましては、業務改革と文書、あと統計、情報デジタル、あとマイナンバー等を所管しております。

全般的にどのような業務に、組織見直しによって変わったのが分かりづらいという御質問ですけども、3月の全員協議会の中で、主な業務一

覧というものをお配りしております。これを同じものをホームページ、あと広報にも掲載しているんですけども、この業務一覧を見た上で、なおかつ分かりづらいというような御質問かと思えます。

そういったことに関しましては、もう少し分かりやすいような事務分掌というものがあるんですが、それでももしかしたら分かりづらくもありませんので、もう少し市民に分かりやすい業務ということで検討したいというふうには考えております。

○行政管理部長（田代健一）すいません、御指摘のように、今回の機構改革の中でも、行政経営課につきましては、過去の箇所の業務が複合した部分が結構多い課でございまして、従前の課でいいますと、情報政策課の全部の業務に行政改革推進課が行ってございました業務の大半、先ほど申し上げましたように定数管理に係る部分を除く分が来ております。さらに、企画政策課が行ってございました統計業務がこちらの行政経営課のほうに入ってきた形で、それともう一つございます。文書法制室の文書と法制のグループがございましたけれども、そのうちの文書業務が入ってきております。

です。都合、企画政策、情報政策、それから文書法制と行政改革推進課の業務が合わさってできたのが、この行政経営課になっておりますので、複合的な業務が、おっしゃるように確かに入っている課でございまして、この意図といたしましては、関連する業務の中で、主に今回行政DXも掲げてございまして、文書にいたしましても、統計にいたしましても、それからメインの電算にいたしましても、今後の行政改革、行政DXを進める上で非常に関連性の高い部門でございまして、それらのものを集約することで、効率的・効果的に今後の行政改革、行政DXを図っていくということでもとめたものでございます。

さらに今回、7月1日で行政DX部門を切り離しまして、組織をつくりましたけれども、こちらは議員全員協議会の中でも少し御説明いたしましたとおり、既存の電算部門と、それから運営する部門とは切り離れたところでしたほうがいいといったような国の見解もございましたので、それに基づきまして、行政DXに特化した組織というの

をまた改めて設けたものであります。

○委員（新原春二）なぜこれを言うかといいますが、先日、夜9時頃、実際はあるところから帰ってきたんです。こうこうと電気がついているのを見て、残業して頑張ってるんだなと思いながら帰ったんですけども、よく考えてみますと、機構改革の中で業務がかなり凝縮されて増えている部分が結構あるんじゃないかと、残業が相当出てるんじゃないかということを感じたもんですから、そこら辺の業務の中身、そうした残業が発生する、部課所によって違うんだろうと思いますけども、そこら辺の残業の在り方、そしてまたそれが進んでいけば、メンタル面でかなり厳しいんじゃないかというふうに懸念をするもんですから、機構改革は機構改革でいいんですけども、人もどんどん減ってくるということも含めて、業務的には変わらんわけですから、それがかなり職員に業務的なウエートがのしかかってくるということも含めて、今後、メンタル面も含めて相当互いに協力、チェックをしていかないと厳しいなというふうに思ったもんですから、こうした行政改革をした後の3か月ですよね、そういうようなところで、やっぱりもう一回見直しをする。見直しするとか、検討をするということも大事だと思いますので、今3か月ですけど、半年、1年たたないとうまく回らないんだと思いますけども、そこら辺の期間的に短い部分で、各課部署で検討をされて改善するところは改善をしていかなきゃいけないというふうに思いますので、そこら辺はまた部長のほうで取り仕切りをしていただきたいと思います。

○行政管理部長（田代健一）組織機構のほうを預かります所管課と、それから定数を預かる所管課、双方とも私が管理する課になりましたので、相互に連携しながらそういった職員の健康面にも配慮した組織づくり、定数管理というのを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員（川添公貴）マイナンバーカードの所管ということで、今の本市の普及状況等については資料を頂いて見ているところであります。出張サービス等で対応されているところも承知はしているんですが、さきに総務大臣がマイナンバーカードの普及率によって交付税を加算するというような発言があったところであります。実際そう予算に反映するかどうかは分かりませんが、そ

ういう発言があったんで、仮に加算漏れにならないように進めていくには、今でがんがん押していかなきゃいけないだろうと思うんです。

ですから、マイナンバーカードの普及の促進に向けて、今後どのような対応、さらなる対応を取っていかれるお考えがあるのかどうか。今、さっき言ったように出張でやっていたらしゃるのは十分分かっているんです。それ以外を含めてどのような形でやっていかれるのかどうかです。

○行政経営課長（福元昭宏）今おっしゃられたように、出張申請ということで、受付のほうをメインに考えているんですけども、ほかにカードを取得した方に対するインセンティブとか、そういったものをちょっと今検討しているところでございます。経費のほうも若干かかりますので、もう少し研究しながら進めていきたいというふうに思っております。

○委員（川添公貴）さっき、総務大臣が、来年度、令和5年度の交付税に加算するっていうんだから、今から検討したって間に合わんわけなんで、例えば、パスポート申請をするのに、今何が必要だと思えますか。パスポート申請をするときに、何の書類を出さなきゃいけないかと、御存じですか。

○行政経営課長（福元昭宏）すいません、存じ上げません。

○委員（川添公貴）

（35ページの発言により削除済み）

だから、そういうメリットがある部分をちゃんと調べて、皆さん方にこのカードを作れば、いろんな申請が簡単なんですよということを進めていくような手だてを打つべきだと思うんです。

それと、数のうちに小・中・高生も入っていると思うんです、普及率の中には。ですから、小・中生は別として、高校生に対しては、パスポート

を取るときにもこういうメリットがあるんだよとかいう具合に、出前講座をして作らすとかっていう方法を、これお金はかかりませんので、そういう形を取って普及率を上げていくべきだろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**行政管理部長（田代健一）** マイナンバーカードの普及については、ただいま御紹介いただきましたような出張申請等を行っておりますが、なかなか申請数が上がらないところで、苦慮しているところでございます。

そうした中で、マイナンバーカードの普及のためのプロジェクトチームのほうを立ち上げることにしておりますけれども、併せまして7月からの機構改革の中で、スマートデジタル推進室に本業務を移管いたしまして、プロジェクトチームにつきましても、同室の所管とすることで、さらに庁内、全庁的な体制でマイナンバーカード普及について検討、推進することを考えているところでございます。

お話がございましたように、どうしてもポイント制が終了した後に、では次にどういうインセンティブでマイナンバーカードを取得していただけるかといった部分が、懸案材料になってございまして、それには市民の方々に、マイナンバーカードを持っていると、こういうことが利用できるんだよ、便利になるんだよというのを既存制度、それから、さらに今後どういったものについて活用できるかというのも含めて、マイナンバーカードを持っていることがメリットになるような環境づくりというのを進めていかないといけないと考えておりますので、そこも併せましてプロジェクトチームの中で検討してまいりたいと考えます。

○**委員（川添公貴）** 最後に1点、これは聞く、ちょっとずっと迷ってたんですけど、職員の方々、それから会計年度任用職員の方々、再任用の方、誰ということではできないんで、何%の方が持っていらっしゃるでしょうか、結局、家族も含めてですよ、率先垂範という言葉があります。

○**行政管理部長（田代健一）** 総務のほうで把握をしております、今、ちょっと数字のほう手元にございませんで、調べて後もって御説明させていただきます。

○**委員長（中島由美子）** 後でまたお願いしま

す。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（中島由美子）** では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、行政経営課の審査を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○**委員長（中島由美子）** では、次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第57号 薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**委員長（中島由美子）** まず、議案第57号 薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○**選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）** 議会資料により説明をしますので、行政管理部の資料をお開きください。

改正の経緯、理由ですが、最近における物価の変動や選挙等の執行状況を考慮し、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、本市もこれに準じて条例の一部を改正するものです。

2の本市の公費負担限度額の比較表を御覧ください。

選挙運動用自動車その他の契約で、自動車借入契約レンタル等の場合、公費負担の限度額が1日当たり1万6,100円に、燃料供給の契約が1日当たり7,700円に、選挙運動用ビラが1枚当たり7円73銭に、選挙運動用ポスター作成の印刷費が1枚当たり541円31銭に、企画費が、6万2,000円に引き上げられるものです。

○**委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）歳出予算について説明をします。

予算に関する説明書の26ページをお開きください。

2款4項3目選挙費で、これは、参議院議員通常選挙における選挙公報を市内の各世帯に配布する郵便料金が今年2月に引き上げられたことに伴い、通信運搬費を増額補正するものであります。

次に、歳入予算について説明します。

17ページをお開きください。

17款3項1目総務費委託金で、歳出の増額分と同額を補正計上したものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

第26回参議院議員通常選挙の執行について説明をいたします。

御存じのとおり、選挙期日は、7月10日（日曜日）で選挙資格は2の御覧の年齢・住所要件に該当する方になります。

選挙の種類は選挙区と比例代表の2つの選挙で、比例代表選挙は候補者氏名でも政党などの名称でも有効ということになります。

投票場所は、当日投票所を市内63か所に開設し、本庁や各支所で期日前投票や、マイクロバスを使用しての巡回期日前投票所を開設いたします。

5の開票場所については、御覧の2か所でそれぞれ開票を行います。

周知の方法は、投票所入場券を6月の20日（月曜日）に発送しております。また、選挙のお知らせ版を今週自治会文書により配布することとしています。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）1件だけ教えてください。巡回期日前投票、これ、マイクロバスを使って期日前投票されるわけですが、現在27か所を設定をされ、プラス純心大学でも実施するということですが、これ、マイクロバスを何台使うんですか。それとも1台でずっと回れるんですか。そこはどうか。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）この27か所というのは、令和元年に投票所を整理しまして、廃止された投票所が巡回期日前投票所を開設しております。

マイクロバスは、本土地域だけマイクロバスを使用して、それぞれ4日間かけて本土地域の投票所を回るとのことになります。

甌地域については、道幅が狭くてマイクロバス等が入らない関係で、甌地域については公民館の施設内とか、そういったところで受付を行っております。

○委員（新原春二）最近の報道をみますと、かなり移動投票所というのが設定をされて、数多くできているようですが、この27か所以外に今後移動投票所を開設される予定があるんです

か。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）今の使っているマイクロバスが、段差があったりとか、一人しか入れない、一人ずつしか投票できないようなバスになっておりますので、大勢の方が集まるようなそういったところでは、まだこのマイクロバスでは対応し切れないというところもありますので、また、低床バス——床の低いバスとか、そういったところの確保ができれば、また今後いろんな、駅前とか、あるいはショッピングセンターとか、そういったところの駐車場でできるような形で、また検討していきたいと考えております。

○委員（新原春二）高齢化社会の中で、やっぱり身近に投票所があれば行きたいんだけどということで、足もないというか、交通手段がない方も結構今から増えてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひその辺の検討をされて、多くの方が投票ができるような体制をぜひつくってください。

○委員（川添公貴）期日前投票は、本庁は今日からというのは分かっているんですけど、支所も今日からできるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）支所については、甌島の振興局が本庁と一緒に、今日から開始しております。

あと、本土地域の4支所と下甌については、7月の4日の月曜日から開始ということです。

あと、里と鹿島のサービスセンターについては、7月の5日の火曜日からと、1日遅れで開始を予定しております。

○委員（川添公貴）了解しました。それに伴って、入場整理券でしたっけ、昨日現在届いていないので、今日ぐらいに届くの。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）入場券は、6月20日に発送しております。公職選挙法上では、公示日後速やかに届けなさいという規定がありますので、間もなく手元に届くかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

△会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項もありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

監査事務局入る前に、先ほどのマイナンバーの回答ができるようですので、回答をお願いします。

○総務課長（橋口 堅）マイナンバーカードの職員及び職員の家族の取得率について御報告を申し上げます。

毎年、鹿児島県市町村職員共済組合のほうで、3月末の取得状況の調査が来ますので、それで毎年回答しております。

職員にあつては、取得率が81.3%、家族を含めると70.4%でございます。

○委員長（中島由美子）ありがとうございます。

△監査事務局及び公平委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）では、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

議案がありませんので、所管事務調査を行います。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

△秘書広報課の審査

○委員長（中島由美子）次は、秘書広報課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、秘書広報課の審査を終わります。

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子）次に、企画政策課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）まず、歳出でございます。

予算に関する説明書23ページになります。

2款1項6目企画費は、県からの土地利用対策費交付金の決定により、土地対策費の需用費を増額したものです。

2つ目の丸、小さな拠点推進費につきましては、総務文教委員会資料で説明いたしますので、未来政策部委員会資料の3ページをお開き願います。

小さな拠点づくり推進事業補助金について、

(1) 交付の目的ですが、小さな拠点づくり事業を行おうとする地区コミュニティ協議会の存続及び維持のため、事業補助金を交付するものです。

(2) 対象地区でございますが、小さな拠点づくりモデル地区や推進地区として決定された地区コミュニティ協議会でございます。

(3) 補助事業の財源でございますが、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会助成金を活用するもので、助成率は8割、甕島区域につきましては9割でございます。

(4) 補正予算の内容でございます。3地区の

補助金の合計でございますが、地区ごとの内訳は、藤本地区でございますが、昨年度同補助事業で整備した「拠り所ふじもと」など、収益向上の設備等の整備に35万9,000円、藤川地区は、昨年度同事業で整備いたしました「藤川おでかけ号」の事業継続の事務費等に14万円、大馬越地区は、昨年度同補助で準備作業を行い、今年度商品販売などの軽トラック保冷車の購入などへ216万円、計266万5,000円の補助金の補正でございます。

2ページの(5)は、それぞれの負担割合でございますが、地区コミュニティ協議会は1割となっております。

また、3地区ともに補助対象事業は今年度まででございます。

続きまして、予算に関する説明書にお戻り願います。40ページになります。

10款5項2目文化振興費のうち、企画政策課分は、説明欄の上から3つ目の丸、恐竜化石活用事業費は、特定離島ふるさとおこし推進事業を活用した事業であり、展示施設整備の備品購入のほか、ソフト事業としてクリーニング作業等への会計年度任用職員報酬などを増額補正するものでございます。

次に、歳入となります。

予算に関する説明書は15ページになります。

17款2項1目1節総務管理費補助金になりますが、先ほどの歳出で述べました土地利用規制等対策交付金の交付決定による増額調整であります。

続きまして、16ページ、17款2項8目4節社会教育費補助金は、一つ目の丸、企画政策課分でございますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の交付決定による補正でございます。

続きまして、21ページ、22款5項4目1節雑入の一つ目の丸、市町村振興助成金は、歳出で説明いたしました小さな拠点づくり推進事業の市町村振興協会からの助成金を補正したものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）補正予算の中の小さな拠点づくりについてなんですけど、藤川が、おでかけ号があるんですが、これは陸運局の路線許可は取

ってあった分ですか。それとも、目的地があって、自由に走行をしていってできるんですって。白ナンバーっていうのは分かっているんですよ。だから、そこをちょっとまず教えてもらいたい。

○企画政策課長（下門隆嗣）路線が決まっている区域外の区域の許可をもらっていると認識しております。

○委員（川添公貴）路線バスとか、地域交通バスか、そういう等の路線区域じゃなくて、それ以外にフリーにある程度できるということですよ。そこをちょっと確認したかったんで、これは、この予算をどうこうということじゃなくて、この予算を踏まえてちょっと増額してでもいいなと思ったのが、免許返納をされた方が、相談があって、このおでかけ号は藤川から降りてくるんですけど、おいげん前の道路を通って行ってある、回ってくれんとかいって、だから、路線を確認したんです。

ある程度、御存じのような地域性なんで、そういう申込みをしたら回れるような予算をちょっとつけてでも協力をしてもらう——免許返納者に関してだけでもいいんですけど、そういうことも活用していけないかなという思いがあったもんですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

○未来政策部長（古川英利）今、藤川はおでかけ号ということで、テスト的な、試行的な運用をされていて、委員おっしゃるとおり、寄り道とかいうのを試行錯誤を今されているところがあります。

そういうのを、ニーズをどんどん掘り起こして、ひきこもりがちな独居老人の方とか、お声かけをしたり、そういう助け合いをしたいという趣旨で今されていますので、我々も可能な範囲の中で御支援していきたいと思っております。

ただ、ちょっと課題がありまして、やはり地元のほうでは中郷方面まで送ってほしいとかありまして、これは、デマンド交通の範疇の中での自由な往来という形でさせていただいていますので、今の営業路線の方々との調整は、今、経済シティセールス部のほうで対応を今していただいているところです。

そことも意見交換しながら、より地域の方が外に出かけやすい、助け合いがしやすいように、また支援していきたいとは考えております。

○委員（川添公貴）デマンド交通に触れられた

んで、所管外なんで、課が担当が違うんで、なんだけど、ぜひ、中郷までという声も聞いているんで、それはお願いしたい。

さっき質問した背景を言っておきます。頼まれたのは斧淵なんです、斧淵。藤川から走っていくわけ。だから、基本的には藤川のそういう方をするって分かっているんですけど、分かっているんだけど、予算を増やしてでも、来年度までなんで、それ以降の計画を組むときに、そういうことが網羅された形で交通弱者をカバーできないかということを検討していただければと。断るのに大変でした、乗せられませんって。だから、趣旨が分かっていたんで、そこはそういう形で今後検討してもらいたい。この予算はこの予算と見ながら、もうちょっと活用してもらってということですよ。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）委員会資料の5ページをお開きください。

原子力政策調査部会の活動状況につきまして、3月の委員会で経過を報告させていただきましたが、その後の活動状況及び主な質疑要旨を報告いたします。

（1）経過でございますが、第3回までの部会に加え、4月6日、第4回、これは発電所の施設視察でございます。5月16日に第5回の部会を開催いたしました。

（2）活動状況でございますが、第1回から第3回は記載のとおりでございますが、6ページになります。主な質疑の要旨として、第1回は特別点検の概要や市民への周知、情報発信について、それぞれ九州電力様から御回答いただきました。第2回は、九州経済産業局様から、国のエネルギー政策につきまして御説明いただき、エネルギー基本計画などの質疑を行ったところでございます。

第3回は、経済産業省資源エネルギー庁様と意見交換を行い、次のページ、6ページになりますが、原子力政策の国の方針や電源立地地域対策交付金の見通し、立地自治体への支援の展望などに対しまして御回答いただきました。

第4回は、先ほど申し上げましたとおり、川内原子力発電所において現地視察、特別点検の状況を確認し、主な質疑として、特別点検の整備状況など、現地で御回答いただきました。

第5回は、第4回の現地視察を踏まえまして、九州電力様と質疑、意見交換を行い、主な要旨といたしまして、特別点検の評価状況や、今回の点検以外の評価などを御回答いただきました。

次に、7ページ、(3)その他でございますが、今後の活動として、特別点検の完了後、その結果について説明を頂く予定としております。

続きまして、2、若手チャレンジプロジェクトについてでございます。

(1) 設置目的は、市民サービスの向上と職員の政策立案能力の向上を目指し、若手職員による自由な発想、自ら研究テーマを設定、調査・研究を行い、市長に提言を行うこととしております。政策への反映や取組の具体化等を図るものです。

(2) 設置期間は、今年度末までとなっております。

(3) メンバーにつきましては、入庁3年目の若手職員としております。

(4) スケジュールでございますが、6月15日、辞令交付を行い、来年3月の市長提言を目指し活動してまいります。

最後に、3のSDGsイノベーショントライアルサポート事業についてですが、本市では、持続可能で魅力的なまちづくりの取組の一つとして、先端的なデジタル技術の実用化、新規産業の創出、ブランド力の向上を目標に、薩摩川内市をフィールドとした実証実験を市内外から公募しております。

4月に募集を開始以降、これまで県内外の事業者から5件の相談があり、うち3件の申請がありました。現在、2件の審査会が終わり、所定の手続きを進めておりますが、決定した事業につきましては、随時公表してまいりたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般の質

疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美）若手チャレンジプロジェクトについてなんですけど、メンバーの入庁3年目の職員で構成されると思うんですが、所属長の推薦されたメンバー、職員さんということで、推薦の基準はどういったものだったのかということと、あと、中途採用もいらっしゃると思うんですが、中途採用の方々はどんな扱いなのかということと、入庁3年目の職員、合計でこのメンバーは19名となっているんですけど、全部で何名いらっしゃるのか教えてください。

○企画政策課長（下門隆嗣）まず1点目です。推薦の基準でございますが、業務が同じ課から2名、3名いて、人数が限られてございますので、その中で推薦いただいたり、2名のうち1人選出いただいたり、どうしても抱えている業務で推薦できないということとかありまして、特に推薦基準はないんですが、課所長の判断ということで推薦いただきました。

2点目の中途採用につきましては、中途採用職員も含まれております。

全体の職員の人数につきましては……、今把握しておりませんので、2名ほど推薦いただけなかった職員がいたと記憶しております。申し訳ございません。

○委員（山中真由美）入庁3年目の職員さんが、全体で何名いらっしゃるかということを開きかけたんですけど。

○企画政策課長（下門隆嗣）19名プラス2名、21名だと思います。

○委員（屋久弘文）全く今の若手チャレンジプロジェクトについてですが、昔のまちづくり研究会、私もメンバーでしたけど、そんな感じがするんですが、入庁3年目にこだわった理由がよく分からずに、どっちかという経験薄かなと思ってるんですけど、もう少し、5年とか6年とか、年数にこだわるんだったら、もうちょっと経験年数があつたほうがいいのかという思いがありますけど、こだわった理由がありますか。

○企画政策課長（下門隆嗣）大体、入庁3年目までは、一つ目の課の所属になります。先ほど社会人枠の方のお話もありましたけど、中途採用の話もありましたけど、いろいろな、学校を卒業して職場に溶け込んで、1年目はちょっと難しい、

2年目につきましては、そのスキルを生かしながらまたスキルアップに臨み、3年目がちょうどいい機会。次の4年目になりますと、ほとんどが異動してしまいますので、異動の前になるというタイミングを我々も重視して、3年目としたところでございます。

○委員（屋久弘文）設置目的をよく読んで見れば、そこにつながるかなというような目的を書いているので、市民サービスの向上と職員の政策立案能力の向上を目指し、若手職員ならではの自由な発想とかがあっていう表現があるので、そこに3年でつながるかなと、そこを危惧しているところでございます。

○企画政策課長（下門隆嗣）委員がおっしゃったように、1年目、2年目でそういった職場の政策立案とか市民のサービス向上というのも危惧されるかもしれませんが、若手職員を強調しますが、採用して職場に来た、それまでの経験もあると思うんですけども、とにかく早くそれを対市民のサービスに生かしていくためのアイデアを出していただきたい、そこを重視したところでございます。

○委員（屋久弘文）しつこいようですが、分かりました。要は斬新なアイデアが欲しい、我々みたいに、ねまったと言ったらいかんですね。そういうところがない、斬新なアイデアということでしょうから、頑張ってくださいと思います。

○未来政策部長（古川英利）すいません、修正も含めまして、3年目の職員は25名おります。今回、19名を推薦していただきましたが、推薦できなかった基準というのはなくて、同じ課で窓口業務を二人ともしてるので、二人ともちょっと出せないとか、育児休暇中とか、それから、市役所外に派遣中の職員もおりますので、そういったことで19名とさせていただきます。

あと、我々の議論として、できるだけ若い職員を、日が短い、入った直後がついていう議論もあったんですが、ある程度市役所の中身が大体分かってきた中で、先ほど屋久委員が言っていたように、アイデアをどんどん出していただいて、改善すべきところは改善するとか、政策につなげていこうという趣旨でございました。

○委員（山中真由美）すいません、もう一点教えてください。令和5年3月に研究成果を市長

に提言するとあるんですけども、現段階で分かるのであれば、こういった形で出すのか。あと、私たちは見られるのか、市民の方々はそういう提言の結果を見られるのかっていうのを、現時点で分かっているんだったら教えてください。

○企画政策課長（下門隆嗣）現在、職員が政策立案能力向上に努めるためのテーマを決める段階に来ておりまして、次回の会議で決める予定なんですけども、そのテーマが決まりましたら、それに即して活動を行い、研究成果報告書を取りまとめて市長に提言いたします。

前回のプロジェクトもだったんですけど、公表は前提としておりますので、見られるかと思いません。

○委員（山元 剛）別に否定するわけじゃないんですけど、若手の声を聴くというのは、本当大事だと思って、この目的とか、スケジュール組んで、あえてスケジュールとか組まなくても、若手の子たちが集まって、新入生が、宮崎の小林市やったから、ああいう情報発信、ユーチューブとか使って、本当斬新なアイデアで、あとはそれを上司が評価できる器があるかですよ。これは、型にはまって、やっぱりこうやって型にはまって、何ていうんですか、オリエンテーション、研究テーマとか、そこまでしなくても、純粹に市民サービス、薩摩川内市をどうやって皆さんよくしていこうという、若い人たちの発想を吸い上げるときに、最終的に市長に提言とか、それよりも、あんまり重く枠組みするよりはっていう、すいません、そもそも論でまた言うてしまいましたけど、あんまり、逆に言うと、ここに入れれば、意見を出したら出世するよとか、そういうのじゃなくて、もっとフランクな感じでやった若手たちが集まって吸い上げて、それをあとは上司の皆さんがうまく吸い上げるようなプロジェクトのほうがいいような気がしますけど、すいません、別に全否定じゃないですよ。一応、そういうのも意見として言っておきます。

○未来政策部長（古川英利）本来なら、こういうのをしなくても自発的な動きが市内でどんどん出ていけばそっちがいいんじゃないかという趣旨だと思います。

ただ、現在、現状を言いますと、このコロナ禍で業務多忙で、多角化して、いろんな現場の話も

ありまして、一人当たりの業務量が大きくなって
いる中で、なかなか政策提言というところまでは
行き着いていないところがありましたので、改め
てこういう形で、部内で、市役所内で議論して形
を取らせていただきました。

当然、今でも民間のボランティア的な活動をし
ている市の職員もたくさんおります。そういった
ところから政策提言とか頂いている例もあるんで
すが、やはりそれぞれの役所の縦割りのポジショ
ンじゃなくて、若い世代としての意見の取りまと
めも必要かということで、今回、企画をさせてい
ただいたところですよ。

ちょっとチャレンジですので、最終的にどうい
う形になるか分かりませんが、何か手応え感
を持てるような形の提言をしていただければと期
待しているところです。

○委員（川添公貴）原子力政策調査部会につい
て、一生懸命勉強されているんだらうとは思っ
ますが、この部会として原子力政策について、ど
のような帰結点をもってこの部会を開いていらっ
しゃるのかということ。それから、いつ頃までに
されるのか、それとも終点があるのかどうか。も
し終点があるとするなら、中身を見ると、いろん
な考えがあろうやに思うんですが、原子力政策の
この件に関して、各参加者の13名の方が、どの
ような考え方でまとまっていくのかということ、
そこ辺をちょっとお聞きしたい。要は、最終的に
どこで切るの、それとも永久に続くのかということ。
以上、部長にお答え願いたい。

○未来政策部長（古川英利）この政策部会につ
きましては、市長の指示で、最終的には政策会
議、市の最高意思決定機関、市役所内の、ここに
報告をすることになっておりますが、終期は設け
られておりません。

帰結点っておっしゃいましたけど、調査部会
ですので、最終的に何か決定しようという材料を今
集めている状況です。最終的に、政策会議の中で、
何らかの決定をしないといけない場合は、そうい
う政策会議で決めていくんですけども、現段階で
は何か決定していこうというような、今、指示を
受けていないところです。

委員おっしゃったように、今は勉強中かって言
われましたけども、そういう意味で情報収集と分
析をして、各部局長といいますか、部会の考え方

を開陳しながら意見交換している状況です。

○委員（川添公貴）分かりました。現時点では
そのような形だろうと思ってはいるんですけど、
何で帰結点かということ、きちっとそういう部会に
ついては、いついつまでにどのような目標に対し
て、どのような意見を出して、どのような答申を
出すのか、どのように意見を出すのか、報告する
のか、これが普通なんで、それがないっていうこ
となんで、ずるずるといくといくこと。

それから、この問題点について今おっしゃった
のは、報告して、意見を言うということですよ。そ
こだけはちょっと確認したいと思うんです。

○未来政策部長（古川英利）意見を言うとい
うのは、調査部会の結果を取りまとめて、こうい
う調査結果が出ました。それに対して政策会議に
提案したいということで、調査部会としての意思
取りまとめはちゃんと整理したものを上げたいと
思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め
ます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

△コミュニティ課の審査

○委員長（中島由美子）次は、コミュニティ
課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一
般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中
止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）それでは、
歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書の23ページをお開きくだ
さい。

2款1項15目コミュニティ費、事項自治会館
施設整備補助費で、補正額は1,410万円の増
額でございます。これは、自治総合センターが行
うコミュニティセンター助成事業で、入来地域の
元村下自治会が申請した自治公民館新築事業が採
択されたものでございます。この事業は、総事業
費の5分の3以内で1,500万円を上限とする

補助事業でございます。

続きまして、24ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費、事項コミュニティ推進費で、補正額は240万円の増額であります。

これも、自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業で、川内地域育英地区コミュニティ協議会が申請した地域活性化に使用する備品購入が採択されたものでございます。この事業は、備品購入に係る補助事業で、100万円以上250万円以内の事業が対象となり、総事業費額から10万円以下を切り捨てた額の補助となります。

続きまして、歳入について説明いたします。

予算に関する説明書の21ページをお開きください。

22款5項4目雑入、雑入の本課分の補正額は1,650万円の増額でございます。

これは、先ほど歳出で御説明いたしました、自治総合センターが助成するコミュニティセンター助成事業助成金1,410万円及び一般コミュニティ助成事業助成金240万円分でございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人） 資料は、委員会資料の8ページをお開きください。

地区コミュニティ協議会についてでございます。

本年度は、地区コミュニティ協議会会長連絡会と連携を図り提言を受けながら、制度見直しに着手いたします。また、コミ協と自治会の連携強化に向け、積極的に向きながら、良好な関係を構築できるよう支援してまいります。

続きまして、地区コミュニティ協議会が自立に向けたコミュニティビジネスの使用する地区コミュニティ活性化事業補助金に対する採択事業でござ

います。

湯田地区のコミュニティ協議会は、国道3号線沿い肥薩おれんじ鉄道薩摩高城駅近くの「ポケットパーク薩摩高城館」の運営事業です。

続きまして、子岳地区コミュニティ協議会の「子岳カフェ茶やみっちり」事業でございます。

両事業につきましては、テレビ新聞等のメディアで取り上げられており、今後事業展開できるよう支援してまいります。

続きまして、2、自治会についてでございます。

本年度は加入率76.3%で、前年度比のマイナス1.2%であります。

これを受けまして、2のとおり、5月24日から市内全ての自治会長へアンケートを実施しているところでございます。

アンケートの主なものは、自治会の課題、未加入対策、自治会再編、コミュニティ協議会との連携等でございます。

今後、今月末をもってアンケートが返ってまいりますので、集約結果を踏まえ、自治会の在り方や加入促進にも積極的に取り組んでまいります。

続きまして、9ページをお開きください。

市民活動事業についてでございます。

令和4年度の市民活動支援補助金ステップアップコースの審査会を行い、4件の事業が採択となりました。

採択事業団体の活動は、様々でございますが、いずれも市民活動を活発に行いながら、地域貢献、地域活性化に向けた事業であります。来月には、市民活動補助金のスタートアップコース審査会も実施する予定でございます。

続きまして、4、つながりサポート型女性支援事業についてでございます。

この事業は、不安を抱えるあらゆる女性への支援として、国の事業である女性活躍推進交付金を活用しながら、薩摩川内市社会福祉協議会に委託した事業でございます。詳細については、資料を御覧ください。

続きまして、5、男女共同参画フェアの開催についてでございます。

今回は、防災とジェンダー課題について、気づき、実践力を育み、多様性やジェンダーの理解を深めることをテーマとしております。日程・内容等についてはお目通しください。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）ちょっと1点だけですが、コミ課にあつては、多分本年度は来年度以降の補助金、交付金見直し、地区コミ、自治会、市民活動団体とか、ゴールド集落とか、そういった見直しの、今年が年度に当たるんだと思っています。

また、私も含めて昨年度来、地区コミの在り方であったり、自治会の在り方であったり、そこら辺りを意見・要望として検討してもらいたいということ、ほかの議員もたくさん今まで言われてきた点もあります。

大変重たい課題だとは思いますが、こういった課題の対応に関しては、課長として現段階で展望でもあれば、ちょっと説明をいただきたいなと思っています。

○コミュニティ課長（田中英人）今、屋久委員のほうから御質問がございましたが、私としましては、やはり自治会であったり、地区コミュニティ協議会であったり、行政のほうが積極的に出向きながら、身近な問題を解決していくことが重要と思っているところでございますので、いろんな会合であったり説明会等に出向きながら、じかに市民の方々、地区民の方々、地区コミュニティ協議会の方々、自治会の方々の声を聴きながら、よりよい形の制度が構築できるように進めてまいりたいと思っています。

○委員（屋久弘文）まさしくそのとおりだと思います。私が言いたいのは、そこもそうですけど、とにかく交付金見直しは置いていても、地区コミ、自治会の見直しなんかというのはすごく大きな課題だと思うので、本当、職員もまとまってやっっていけないし、課長もコミ課に以前いたことがあるので、率先垂範して職員をまとめて対応してもらいたいなという思いであります。要望にさせていただきます。

○委員（徳永武次）1点だけお願いします。自治会長へのアンケートを実施されるんですが、これは、内容的なもの等は公表されるんですか。

○コミュニティ課長（田中英人）アンケート集計をしてから、お知らせのほうは公表をさせていただきます。

○委員（徳永武次）大体いつ頃ですか。

○コミュニティ課長（田中英人）6月末が期限となっているんですが、それからまとめて、遅くとも7月中には公表できるように進めてまいりたいと思っています。

○委員（川添公貴）簡潔に1点だけ申し上げておきます。

つながりサポート型女性支援事業、(2)女性相談窓口、男女共同参画センターについて、ここ月曜日から金曜日、時間が9時から17時ということになっているんですけど、やはり独り親とかいろんな方、ジェンダーとかいろんな悩みが、持っていて、生活をしなきゃいけないんで、要は夜の8時までとか、土日を開けるとか、朝を9時というのを逆に朝の10時からとかずらしてでも、そういう、24時間体制じゃないんですけど、24時間相談に来ていいですよというような、予算をつけてもいいから、そういう体制を取るべきだろうと思います。

なぜかという、この前芸能祭に行ったとき、日曜日、看板があつたもので、シャッターが閉まっているんです、全部シャッターが。こんだけ人が来るのにもったいないなと思ったのが一つ。このときに、人がたくさん集まる時に窓口を開けるとけば、相談に来るかもしれない。そういうところが来やすい、土日が来やすいということを考えたときには、今後そういう形で、やはり行政サイドじゃなくて、住民サイドの考え方でつくってもらえんのかなってのは意見です。反論があつたらお聞きしますが、私の意見です。

○ひとみらい政策担当課長（松田明美）今、委員におっしゃっていただいた御意見のとおり、やはり非常に必要性の高い部分だと認識はいたしております。

今は、月曜日から金曜日の9時から17時までと、あと、私どもでやっておりますのは、土曜日に午後から何でも相談ということをしていただいております、ほかの女性相談、ほかの部署でやっているようなところとも連携を取りながら、今言っていたようなところを検討はしていかなければいけないと思っています。

今のところでは、そういう体制でやらせていただいております。

○委員（川添公貴）ぜひ拡充、それから拡大していただきたいと思っています。それぐらいの予算は、

部長がパーンと出せばいいんです。そういうことに惜しむ議会じゃありませんので、しっかりとやはり市民の皆さんのためには拡充策を充実させていただきたいと、切にお願いしておきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、コミュニティ課の審査を終わります。
ここで、休憩いたします。再開は、おおむね
13時15分にいたします。

~~~~~  
午後0時 4分休憩  
~~~~~  
午後1時13分開議
~~~~~

○委員長（中島由美子）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、マイナンバーカードのところで、少々間違った発言があったようでありますので、委員長権限として、その部分は削除いたしますので御了解頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）では、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、歳出補正予算より説明いたしますので、補正予算書の38ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費及び同ページ下段、2目小学校教育振興費の増額並びに次のページ、39ページの10款3項1目中学校管理費の増額は、いずれも寄附金の受入れに伴い図書等の備品購入費を計上するものであります。

41ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費は、学校給食の食材高騰への対応として、学校給食食材高騰対策補助金を計上するとともに、里及び下甕学校給食

センターの備品更新の財源として、交付決定のありました県補助金等の計上に伴う財源調整であります。

次に、歳入について説明いたします。

16ページをお開きください。

17款2項8目5節保健体育費補助金の増額は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、里及び下甕学校給食センターの備品更新への活用として、交付決定に伴い計上するものであります。

18ページをお開きください。

19款1項8目1節教育費寄附金は、1個人様より小学校及び中学校へ5万円ずつ、1企業様より小学校への御寄附を賜りましたことから計上するものであります。

ここで、先ほど歳出で説明しました学校給食食材高騰対策補助金について、資料に基づき説明します。

総務文教委員会資料を御準備いただき、2ページを御覧ください。

まず、1の目的は、物価高騰の影響を受ける学校給食への対応として、食材費の高騰分を支援し、保護者負担の軽減等を図るものであります。

2の事業概要になります。

交付先は、五つ全ての学校給食会への支援となります。

(2)の補助金額に対しましては、国の交付金を活用するものとしております。1食当たりの支援額は、幼稚園から中学校まで22円から27円の記載の額となります。1か月分にしますと、幼稚園から、384円、401円、471円の支援額となります。支援額の算定は、昨年度と本年度4月の食材単価の高騰状況や今後の物価上昇の見込みから、年間約10%の影響があると見込みまして、現在の保護者負担は据え置き、この食材高騰分に対する補助としました。

主な給食物資の価格動向は、3項目めの表を御参照ください。

4項目は、今後の給食費に対する対応についてであります。

(1)番は、これまでの給食費の改定状況で、三つの給食会は平成21年度に、2給食会は27年度に現在の給食費の統一し、以降、給食費の改定は行われておりません。

2ページになります。

これまでの対応は、近年の食材価格の上昇に対しましては、食肉の種類あるいは部位の変更や冷凍野菜への切替え、デザート提供回数の見直しなどにより対応してきております。

(3) 給食費の改定の検討についてであります。令和5年度以降の給食費につきましては学校給食会において検討を進めていく必要がありますが、急激な経済的負担とならないよう、国の支援策等の動きも注視しながら、引上げの時期や金額を慎重に判断していきたいと考えております。

**○学校教育課長（玉利勝美）** それでは、補正予算の歳出予算につきまして説明いたしますので、令和4年度第2回補正「予算に関する説明書」の37ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費につきましては、右側の説明欄になりますが、漁村留学制度事業費におきまして、ウミネコ留学制度事業の留学生が、当初計画の13人から10人となったことから、実施委員会への委託料を減額するほか、翌年度の留学生募集に係る新聞広告料を計上するものであります。

続いて、歳入について説明いたしますので、同じく予算に関する説明書の16ページをお開きください。

17款2項8目1節教育総務費補助金は、先ほど説明いたしましたウミネコ留学制度事業に係ります県の特設離島ふるさとおこし推進事業の交付決定により財源調整するものでございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 学校給食の関係で、物価高騰に対する補助金については早急な対処をし、また国のほうも対処していただこうということになったので、一応は了とするわけですが、数字についてはまだ不足はあると思うんですけど、とりあえず、これでいいんじゃないかと思っております。

もう一つ、同じ市民という立場からすれば、民間の幼稚園あるいはこども園、同じ年代の子どもが通う部分についてどうなのか。国の予算としては、今、市がやっている給食センター等についての補助、第1段階はそれでもいいんですけど、今後、市民の感情として、同じ年代で幼稚園課程

をやっている部分について、やっぱり同じような補助をすべきじゃないかという議論が当然出てくるわけですが、そこら辺は見通しといたしますか、今やるんじゃないかと、将来的な見通し、そこは国の事業内容としては来てないのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

**○教育部長（上大迫 修）** 一般質問とも関係してるとは思いますが、今、新原委員から言われました、市立の保育園や幼稚園等におきます主食もしくは副食の運営費に対する支援といったものが必要ではないかといった分ではありますが、他の自治体等におきまして、そういった部分を見込んで制度を設けたところもあるようでありますが、小柳津部長、所管部長が答弁しましたとおり、現状下におきましては、各幼稚園、保育園のほうの運営費の中で対処されておりますので、しばらくその状況等を見た中で、必要があれば検討するというふうな答弁になっておりますので、その範疇までしか私のほうも答弁できないところであります。言い方を換えますと、制度的にできないということではなくて、状況等を見ながら検討していくというような答弁であったかというふうに思います。

ここにつきましては、所管がちょっと多少違いますのであれですが、状況の説明をさせていただきました。

**○委員（山中真由美）** ウミネコ留学生の件で教えてください。

今年度3名減ってことで、要因は何なのかというのと、コロナウイルスが関係してるのかということと、あと受入れ先の件なんですけど、長年受入れを続けてらっしゃる方もいらっしゃることで、高齢化の問題とか、今後の受入れ先を今までどおり現状維持できるのかとか、当局のほうで抱えてる課題とかありましたら教えてください。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 今年度、当初申込みを頂いた数が13名というふうに把握しておりますけれども、3名の方が辞退、取下げをされての10名という形での現状というふうになっているところでございます。

それから、里親等、受入れの体制ということですが、すけれども、現在、5世帯が受入れをしてくださるということではありますけれども、受け入れてくださる方々が非常に高齢化しているという現状もございまして、昨年度来、里親として辞退をされ

た方もいらっしゃいましたので、今後また、そういった受け入れてくださる方の人材発掘という部分では努力をしていかなきゃいけないというふうに感じているところでございます。

○委員（屋久弘文） ちょっと先ほど給食費の話がされましたけれども、簡単に言えば、令和4年度は、給食費は現状のまま、食材高騰分は4,061万1,000円で措置をします。概要の中で、1年分計上してあったので、1年間は上げないつもりで今計上されてるんだと思うんだけど、物価高騰は先が読めませんよね、この先1年間の。また再度の補正もあり得るということですかね、そうなった場合は。

○教育総務課長（大濱浩一） 今回の補正予算で計上させていただきましたこの内容、補正額につきましては、本年度の今度の物価上昇、これからまだ上がっていくかもしれない物価上昇分も見込んだ上での算定としていることでありますことから、再度のまた増額補正等は現時点では想定していないところであります。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△陳情第1号 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情

○委員長（中島由美子） 次に、陳情第1号「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については、既に配付してありますので、朗読は省略します。（巻末に請願・陳情文書表を添付）

それでは、当局からは本陳情について、特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太） ちょっと補足説明というか、御説明いただきたいんですけども、これまでも同趣旨の陳情が上がってきていると思ひまして、

その中で教職員定数の拡充ということで要旨に触れられてるんですけども、本市として、教職員定数の拡充、今の状況をどのように捉えられるか、お考えをお聞かせいただきたいんですけども。

○学校教育課長（玉利勝美） 教職員定数の基本的な、学級編制等も含めて教職員定数につきましては、県教委の定める定数に従って配置をしていただいているという状況でございます。

近年、40人学級が35人学級になったりというようなことで、教職員の定数確保といった点でも課題が見えてきている状況もございますけれども、児童生徒の健やかな学びを保障するといった意味でも、そしてまた教職員の業務改善といった視点からも、こういった考え方は一つの考えかなというふうには思っているところでございますけれども、そういった中で、こういった国庫負担の拡充に関する教職員定数の改善等については、私どもとしては、全国の教育長協議会や県の協議会等で、基本的にはこれまでも要望しているという情報も頂いておりますので、その動向を見守ってまいりたいというふうには考えております。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。  
○委員（坂口健太） ほかに質疑がないようであれば、採決してはと考えます。

○委員長（中島由美子） いいですか。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、今、採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。  
討論はありませんか。

[「討論あり」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（徳永武次） 先ほど、当局のほうからも説明がありまして、県、国、いろんな要望もやっているとことでしたので、私も、教育行政、それから財政の問題もしっかりと今進んでいるんじゃないかなろうかと、こう思っております。あえて、ここでこの陳情は必要でないんじゃないかなろうかと、こう思っております。

○委員長（中島由美子） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）次に、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（坂口健太）先ほど御説明いただいたとおり、一部で声が上がっているということは非常に分かるところでありますし、次代を担う子どもたちの支援につながる政策というものは強力に推進すべきではあるとは考えますが、まず一点、2点に本陳情は分かれていると思っております、義務教育の国庫負担率2分の1に拡充するという点には賛成、賛意を示すところであります。特に、鹿児島県におきましては全国の中でも就学援助率ワースト3位となっているような状況もありますから、義務教育の国庫負担率を上げることには賛成であります。

一方で、少人数学級の必要性とか教職員定数の改善につきましては、これからの厳しい財政状況を考えたときに、果たして効果は高いものかと非常に懸念するところもあるわけであります。

これまでの研究におきましても、少人数学級と学力の向上等への因果関係、必ずしも正のものがあるとは示されておられません。したがって、本陳情については反対をするものであります。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんね。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論は終了したと認めます。

ここで、採決をいたします。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（中島由美子）起立ゼロであります。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了いたします。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校教育課長（玉利勝美）それでは、総務文教委員会資料4ページをお開きください。

今回は、令和4年度の薩摩川内市の幼稚園、小・中・義務教育学校の園児数、児童生徒数について報告いたします。

まず、幼稚園ですが、8幼稚園におきまして、106人の園児の在籍となっております。令和3年度の園児数に比べまして、城上幼稚園、かこの幼稚園、かこの鹿島分園の3幼稚園につきましては微増となっておりますが、他の5幼稚園につきましては前年度の在籍数を下回る状況となっております。全体としては前年度在籍数131人に対し約19%の減となっております。

このような現状から、資料のページが飛びますけれども、関連がありますので、6ページをお開きください。

現在の市立幼稚園の対応状況につきまして説明いたします。

まず、令和2年度から現在まで休園としております八幡幼稚園、いき幼稚園、祁答院幼稚園の3幼稚園につきましては、令和2年度から今年度までの3年間、入園申込みがなかったことから、今後、地元地区コミュニティ協議会からの閉園の同意を頂き、本年度末をもって、閉園についての条例改正等の手続を行う予定としておるところでございます。

また、現在、平成19年9月に作成しております薩摩川内市立適正規模等基本方針の見直し作業に入っております、外部委員会から成ります、仮称ではございますが、薩摩川内市立幼稚園適正規模等検討委員会を発足させ、本年度内に新たな薩摩川内市立幼稚園適正規模等基本方針を定める予定としておるところでございます。

それでは、再度、4ページにお戻りいただければと思います。

大きな2項目、小学校と義務教育前期課程の児童数について説明いたしますが、前年度比62人の減、中学校・義務教育学校校規課程の生徒数は14人の増となっております、小・中・義務教育学校全体では7,834人の在籍となっております、前年度比48人の減となっております。

中でも、特別支援学級在籍の生徒は、小学校と義務教育学校前期課程で前年度比22人の増、368人、全体の7%となっております。学級数では、2学級増えている状況でございます。

また、中学校と義務教育学校後期課程では前年度に比べまして22人増の121人、中学校全体の4.8%となっており、学級数では3学級の増となっております、特別な支援の必要な児童生

徒がここ近年、年々増加している現状となっております。

次のページ、5ページには、それぞれの学校の今年度の在籍状況をお示ししておりますので、御参照頂ければと思います。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（屋久弘文）** 今、公立幼稚園に関して、る説明がありました。私も昨年9月議会で一般質問いたしました。その答弁の中で在り方については今後検討するというような回答だったかと思いますが、先ほど少し進捗状況等についての説明はあったかと思いますが、それ以外に何か説明できるような進展はないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 進展といいますか、昨年、御質問いただいてからの、少しこれまでの経緯も含めて説明をさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

昨年10月でしたけれども、本土区域の市立幼稚園の課題検討会ということで、本土の4幼稚園の先生が、園長以下17人の方々に御参加いただいて意見交換を行ったところでございます。この中では、通園児の減少の要因や、現状に対する課題やその改善策の共有、要望等について意見交換がなされたところでございます。

その後、甌島区域での検討会も計画しておりましたけれども、あいにく船が欠航となったり、またコロナの第6波のちょうど12月、1月の頃でしたけれども、なかなか訪問の機会を設けることが難しい状況もございまして、甌島区域につきましては令和4年度になりましてから、5月でしたけれども、甌島区域の4幼稚園の園長以下13人の関係の方々と意見交換をしたところでございます。

そして、今現在ですけれども、先ほども少し御説明いたしましたけれども、休園となっております3幼稚園の地元コミュニティ協議会の方々との意見交換場の設定、それから幼稚園適正規模等基本方針の見直しにつきましてスケジュールを立て、検討委員会発足、委員の選定等に、今、作業を進めているといった段階でございます。

**○委員（屋久弘文）** 御丁寧に説明いただきまし

て、ありがとうございます。亀山幼稚園もいよいよ17人とかなったみたいなので、対策を急いでもらいたいなと思ってるところです。

続けてもう一点、お願いというか、要望というか、そういう市民の声があったということでお聞きいただければと思いますが、ある会議に私が参加をさせていただいたときに、これ、先ほど言いました市民からの要望なんです。子どもたちに少ない負担で文化芸術作品、簡単に言えば生の演劇とか、そういったものを鑑賞させるために、市で各学校にそういった予算措置をしてくれる考えはないのかというのを聞かされたところです。

個人的にも、振り返ってみると近年、文化面というよりは、この頃、スポーツ面に重きが置かれているような気がしています。子どもたちをやっぱり心豊かに育てていく教育の一環でもあると考えますので、そういった文化とか芸術とかに生で触れ合う機会ともなり得ると考えてますので、そこら辺りは検討できないものかどうか、お尋ねをしたいと思います。

**○学校教育課長（玉利勝美）** ありがとうございます。私どもも、今、議員、御提案いただいた芸術文化の側面からの教育の場での取組といったものは、子どもたちに、直接そういった機会に触れることで豊かな心を育てたりといった、情操教育の観点からも大変意義のあることだというふうには認識を持っているところでございます。

ただ、今、そういった御紹介いただいた取組、催しを、学校単独でするといったときには保護者負担の問題もあるのではないかとというふうには考えております。また一方、それを学校教育課の予算の中で新たな事業といったところの展開につきましては、なかなか現状、難しい部分もあるかもしれませんが、今、御提案いただきました様々な催しも含めて、学校が単独で開催できるような予算の範囲内で、また内容も検討した上で開催できるような、そういった取組や団体等があれば、学校のほうにも紹介をしていくことはできるのではないかなというふうには考えているところでございます。

**○委員（屋久弘文）** 前向きな回答、答弁頂きました。全額保護者負担ではなくて、市が少しでも補助的なものでも出していただければ、開催する側も助かるんじゃないかと思われまますので、今言

って、今どうこうという話ではないんですが、検討頂ければなというふうに考えています。

終わります。

**○委員（新原春二）** 二点、ちょっと返りますが、幼稚園の関係で、先ほど、幼稚園の先生方に集まっていたいて協議をしましたということで、その要因についても協議しましたと。少なくなっている要因は、その当時の協議会の中ではどんな話があったんですか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 園児が減少している一つの要因として、保育料の無償化といった国の制度がなされていたり、あと、今、公立幼稚園において現状下、預かり保育をやっていないというようなことも話題としては出されたところがございます。

**○委員（新原春二）** これは、地域にとっては非常に必要なところなんです。特に幼児教育あるいはまた保育、重要ですけども、特に今、箇所を見てみれば過疎地が多くて、亀山を除いて過疎地なんですけど、そこにやっぱり認定こども園ができて、そこに恐らく流れていっているんじゃないかと私は判断をしています。ここに要因として出てないところでもありますけど。やっぱり、そうした時代の趨勢に合わせた市としての幼児教育もせにゃいかんのかなと思えます。

そこで一点質問なんですけど、公立でこども園というものを開設をできないのか。特に亀山なんかについてはあるいは地域についても、どうしてもこの施設が必要なんです。あくまでも幼稚園で残すべきなのか、こども園にすべきなのか、公立としてこども園はできないのか、そこ辺の対策はどうですか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 今、御指摘いただいた公立の、といった部分で、さらに現状の幼稚園の形を生かしたというような、認定こども園につきましてもいろいろな型がございますけれども、今、御指摘いただいた公立の幼稚園型の認定こども園といった部分は制度としては可能ではないかなというふうには思いますけれども、そうなりますとやはり形が変わるという部分、それから、幼稚園でありますと今学校教育課が所管しておりますけれども、認定こども園となりますとまた所管の課が異なってきますので、関係の課との協議が必要になってくる可能性もあるのではな

いかなというふうになっているところがございます。

そういったところも含めまして、先ほど御説明させていただきました、今、検討委員会を立ち上げての基本方針等の見直し作業を今後進めていきますので、そういったところでのまた一つの議論の材料という形にはなるかというふうに考えております。

**○委員（新原春二）** ぜひ、検討の一つのたたき台として、教育委員会のほうとして——国の制度が文科省と厚労省になってますから、どうしてもできない。今度、こども家庭庁ができるんだけど、そこも解消されなかったわけで、一つの大きな国策として問題が私はあると思ってるんです。だから、地域の実情を、町ができない部分でありますから、この部分はずっとまだ引きずっていくんじゃないかと思うんです。ただ、そういう意味では、もう地方自治体のほうでどっかにかちんとすべきではないかなと私は思ってますので、協議会の中でいろいろ検討をしてください。

もう一点、所管ですけども、学校教育課のほうで、この前、一般質問でもあったんですけども、洋式トイレの関係があって、部長に答弁をしてもらったんです。そういう意味では、随時、予算を見ながら洋式のほうにどんどん替えていきますよということは理解ができました。

ただ、今、設置の仕方がどういう基準でなされていくのかということです。私は、最近、平佐西小学校の父兄の方から、900人近くいるのに、一つのトイレに1か所しか洋式がないんだと。これは、学校の児童数に応じた配置をされてるのかという質問があって、それについてはまた、委員会でお願ひしようということで保留になっているんですけども、そこら辺の、洋式トイレの予算内の配置の関係について、学校に何個なのか、それとも児童数に対する何個なのか、そこ辺の基準はどうなってますか。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 洋式トイレの設置の基準についてですが、結論、具体的に洋式トイレの設置の基準というものは設けてございません。議員の、今、お話がありましたとおり、一定の児童数に応じて、あるいは、学校の建物の状況に応じて、ある程度の洋式トイレが整備されていくことが望ましいということは考えております。

一般質問でも御質問いただきまして、また今日も質問いただきましたが、それぞれ、市内の小中学校の洋式化率は大きく異なっている部分もあります。割合、最近できた学校については洋式化の状況が高く、また、もう相当、数年たっている学校については確かに大変整備率が低い状況ではあります。ここにつきましては、毎年予算編成の時期に各学校と確認をしながら、予算調整をしながら、この近年は整備しているところではありますが、また、今後につきましては、改めて、この整備率が上がりますように予算調整のときに努力してまいります。

○委員（新原春二）ちなみに、平佐西小学校の父兄から聞かれたもんですから、平佐西小学校にトイレが何か所あって、洋式トイレが何個あるのかということが分かってたら教えてください。

○教育総務課長（大濱浩一）平佐西小学校の便器が67基あります。67基のうち、洋式トイレが9基、率でいいますと13.4%であります。

○委員（新原春二）その率は、大体、古い学校と同じような率なんですか。それとも、トイレの箇所があるわけですよ、1学年。学年の棟によってありますよね。そこに大体1基ずつ座ってるのか。そこ辺の状況は、話をするとき状況が分からんもんですからなかなか話ができなかったの。ほかの、隈之城小学校だとか可愛小学校だとかいうレベルも、大体その辺の13%ぐらいの比率なんですか。

○教育総務課長（大濱浩一）学校の大きさといったらよろしいでしょうか。児童数の、平佐西が860人ぐらいです。市内でも、結構大きなほうです。結論から言いますと、同じぐらいの規模の学校の整備率は大体同じ率です。

○委員（新原春二）最後にします。

13基ということは、1学年に6年あるから2基ですよ。

○委員長（中島由美子）9基とおっしゃったですよ。13.4%。

○委員（新原春二）ああ、9基ある。

やっぱり父兄とされては、1学年の入学のときに、その以前から学校にトイレの実習に行かれるんです。和式のほうが、させていないので、させ方を勉強に行かれるんです。これはどこも一緒だと思うんですけど。そういうのがあるので、怖い

っていう、子ども達に恐怖心があるなかなかトイレに行けないという実態もあるようなので、当然予算もあってしかるべきなんですけど、できるだけ、この洋式は今の生活水準としてはもう当然、各家庭そうでしょうけど洋式なので、できるだけ予算を多く取って、これについてはせめて半分ぐらいは設置をしていただきたいので、早急によりしくお願いします。

○委員（徳永武次）ちょっと教えてください。先ほどの話で、特別支援学級が増えてるっていうことでしたね。そうしますと、クラスの分け方というのはどんな分け方をされてるんですか。

○学校教育課長（玉利勝美）基本的には、障害種別に学級を編成することになっております。例えば、知的な遅れがある子どもの学級、それから発達障害といいますか、情緒や自閉症といった子どもたちの学級あるいは肢体不自由の子どもの学級といったような、基本的には障害種別に学級を編成することとなっております。

○委員（徳永武次）分けて、そういうふうにすると、当然、教室も要るわけですよ。それぞれの教室が要るわけですよ。すると、今現在で、例えば学校によっては教室が足りない学校が結構あるじゃないですか、児童が増えてるところは。その辺はどんな利用方法されてるんですか。

○教育総務課長（大濱浩一）学級数が増えていくことに対する教室の対応なんですけど、毎年度、翌年度の教室数の状況を事前に確認しまして、そして不足する教室数につきましては、余裕教室等の間仕切り改修を実施して、この近年は対応しているところでもあります。

○委員（徳永武次）要するに、教室を二つに分けるとかされてるんでしょう。すると、先々、増える傾向だという話が出てましたよね、支援学級は。だから、根本的には、教室の足りない部分というのはやっぱり考えていかなきゃならんのじゃないですか。そこら辺りは長期的にどういう具合に考えておられるとですか。

○教育総務課長（大濱浩一）議員のほうから、今、お話がありました将来の教室数不足につきましては、常に私たちのほうも懸念しているところであります。今、6月ですけど、毎年度、また翌年度の児童数の推移の見込みやそれ以降の推移状況、35人学級への対応、今おっしゃられた特

別支援学級の動向等も見据えながら、翌年度及び二、三年後の状況を調査しながら、必要によっては予算要求の対応等も必要になりますことから、今の時期に調査をして、必要な対応が取れるように準備を毎年しているところです。

**○委員（徳永武次）** 今、現状ではそれぐらいの答弁しかできないと思うんですけど、当然、児童数が減ってる地域と、まだまだ増えていく地域があるわけですよね。そこら辺りの積算って変な言い方ですけど、そういうところを見越して、やっぱり早急な計画をつくらなきゃならん地域学校もあると思うんです。だから、そこら辺りはしっかりと組んでいけるように要望しときます。

**○委員（森永靖子）** 薩摩川内市の給食をオーガニック給食にという、「いただきます」の映画を、この間、国際交流センターで見ました。関係者のほうから1枚のカラー刷りのチラシを私に送ってきて、議員の皆さんに紹介してくださいということでしたので、カラーで25枚刷って、皆さんの文書棚にカラーのチラシを入れたんですが、その映画を見たのは三、四名でした、「いただきます」の映画をですね。

ですから、薩摩川内市の学校給食を全てオーガニックに希望しますということなんですが、部長の考えを聞きたいと思います。私たちは、今回、総務文教委員会で委員の皆さんと意見交換会をするんですが、部長の意見はどのように考えてらっしゃるか、聞きたいと思います。お願いします。

**○教育部長（上大迫 修）** 厳しい御質問であります。学校給食につきましては、食材費等については保護者に負担を頂いているという大原則がございます。このたび、物価高騰によって上がった分について、国の財源等の手当ができて初めて今回引き上げなくて済んだ状態にはなったわけですが、オーガニックのほうに食材を切り替えて実施するようになるには課題が幾つかありまして、金額的に、私なりに予測をすると、6,000円を超えるような、物価上昇の前のレベルでも6,000円を超えるような給食費の状況になっていくこともあります。

また、オーガニック食品ということで広く流通してる嫌いもありますが、実際には地産のお米、また有機栽培の野菜といったものの安定供給といったものがございます。国におきましては、農林

水産省のモデル事業等で、そういった生産から流通、販売といった供給体制をつくるようなモデル事業等が進んでいく中で、裾野を広げて初めてそういったものが安価に入ってくるということもありますので、現状下におきまして、保護者の理解や生産、流通、対応等といった部分等を考えると、なかなか一朝一夕にはできない難しい課題だなど。お金のほうが6,000円なのか7,000円なのか分かりませんが、そういったもの等、負担頂くときに、オーガニックということで保護者の理解が、現実、食育ということなのか、エビデンスがあつて、何らかの症状にいいとかいった形のものであるのか分かりませんが、そこら辺の理解を得るというのも、やはり多くの議論を重ねた上でなければいけないというふうに思っております。

映画等を見られて一生懸命取り組んでおられる方々とまた意見を交換されるということですので、私のは私なりの意見ということではありますが、お話、また聞いていただいて、必要なもの等がありましたらお伝えいただければというふうに考えてるところです。

**○委員（森永靖子）** せめて3回の食事を1回ぐらい、皆さんと一緒に給食をとるというふうに考えたりもしないわけではありませんけども、今、部長のいろいろお話を聞いた上で、私たちも今回、委員の皆さんとの意見交換会に臨みたいと思います。ありがとうございました。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

---

#### △社会教育課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、社会教育課の審査に入ります。

---

#### △議案第64号 薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○社会教育課長（堀切良一）** 補正予算につき

まして、まず歳出のほうから説明いたします。

予算に関する説明書の40ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費は、今回は歳出予算の増減はなく、歳入増の関係で財源調整になります。

中ほどの財源内訳、特定財源、国県支出金という欄がありますが、ここに1億2,922万7,000円と記載があります。そのうち社会教育課分は、県支出金558万4,000円を今回増額し、同じ額の一般財源を減額する財源調整となります。この充当事業は、当初予算に計上しました下甕郷土館武家門復元工事になります。

以上が歳出になります。

続いて、歳入について説明いたしますので、同じく16ページにお戻りいただきたいと思います。

17款2項8目4節社会教育費補助金、説明欄の3つ目になりますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、この4月に内示がありまして、今回計上したものでございます。補助率は80%になります。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第64号薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査

を行います。

当局に説明を求めます。

**○社会教育課長（堀切良一）** 総務文教委員会資料の7ページをお開きください。

2件ございまして、まず1件目ですが、入来麓地区の土地建物を公募で貸し付けることにつきまして、概要を説明させていただきます。

1の趣旨でございますが、令和2年4月に、現在、東京にお住いの三輪和子様から市に寄贈がありました入来麓地区の土地建物につきまして、入来麓伝統的建造物群保存地区の活性化に資することを目的に貸付けを行おうとするものであります。

寄贈されるにあたって、三輪様からは特に用途の指定とかはございませんでしたが、伝健地区を広く周知するような活用をしてほしいという意向を頂いております。

資料2の貸付物件につきましては、土地1筆、建物3棟で、建物のうち1棟が大正3年建築の古いものというふうになってます。

場所につきましては、入来支所の北東の位置する物件で、位置図と建物の間取図は8ページに掲載しております。入来支所の北東部になります。

また、7ページに戻っていただきまして、真ん中ほどの3でございますが、公募に当たっての貸付条件につきましては、まず、用途は指定しないこととしまして、来訪者へのおもてなしや地区活性化に資するような提案を求めることとしまして、貸付期間は令和5年5月から10年間とし、それ以降の更新も可能とすること、貸付料につきましては、公有財産規則にのっとり算出した土地建物合計で年額49万9,880円を設定しますが、この金額以下あるいは無償での提案も受け付けることとしまして、提案内容と貸付料について、選定委員会で総合的に判断していただきまして、貸付け候補事業者を選定したいと考えております。

その他の条件としましては、現状での貸付けとしまして、修繕改修は市では行わないこと、あと修繕改修が必要な場合は、事前に市と協議をして、了承した上で相手方が負担すること、貸付け開始から原則として6か月経過するまでに供用を開始すること、返還に際しましては、貸付け開始現在の原状に復旧することを原則としつつ、修繕や改修内容、設備の耐用年数によっては原状での復旧を求めないこともあること、また10年を満たず

返還するといった場合は、残期間の部分につきまして、正規の貸付料に相当する額を違約金として徴収するように設定したいというふうに考えております。

4のスケジュールにつきましては、7月から8月末までの約2か月間募集をしまして、9月に選定委員会を開催し、貸付先の候補を選定していただきたいというふうに考えております。

貸付料が満額49万9,880円で提案されたものが選定された場合は、速やかに本契約を締結しますが、満額に満たない場合あるいは無償での提案が選定された場合は、仮契約を締結した後、12月議会に貸付け議案を上程したいというふうに考えております。議決いただきましたら本契約、そして、令和5年5月から貸付けをしたいというふうに考えております。

以上で、入来麓地区の貸付けについて、終わります。

引き続きまして、9ページをお開きください。

9ページでございますが、令和5年1月開催の成人式の取扱いについて説明いたします。

改正民法が本年4月に施行され、成年年齢が18歳に引き下げられました。今後開催する成人式の対象年齢につきましては、これまでと同様、当該年度に20歳になる者とするを令和2年12月の総務文教委員会で御説明したところでございます。

今回は、これまで「成人式」という名称としておりましたが、その新たな名称について報告させていただきたいと思っております。

委員会資料の2にありますように、「薩摩川内市二十歳のつどい」とすることとしました。

ちなみに、県内他市の状況を、この資料の下のほうに参考として掲載しておりますが、本市を含めて、現時点で15市が方針を定めております。対象年齢につきましては15市とも20歳、名称につきましては、漢字、平仮名、違う部分がありますが、読みで言いますと「はたちのつどい」というものが一番多いようです。

今後のスケジュールでございますが、7月に広報紙やホームページで、市民の皆様や対象の方々に対象年齢や名称を「二十歳のつどい」とすることなど概要をお知らせし、併せて、運営をする実行委員を募集する記事を掲載したいというふうに

考えております。数回の実行委員会を経まして、例年同様、12月に対象者に案内文書を発送しまして、年明けの1月8日曜日に開催する計画としております。

ここ2年ほどは、午前、午後の2部制で開催しておりましたが、現時点では従来の午前の1部制ということで開催することを念頭に、万一に備えまして、午前・午後の2部制での開催も並行して検討したいというふうに考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）入来麓の土地の貸付けの件ですが、地図を見たら、以前、観光案内所があったところになると思うんですけど、ここを、無償で寄贈がされて、市のほうで運営をしていくということなんですけど、この49万9,880円の根拠というのはどんなもんなんですか。

○社会教育課長（堀切良一）まず、位置についてでございますが、8ページ、今、議員御指摘がありましたように、観光案内所として、現在も仮店舗として営業しております。去年の12月から、一応、今年度いっぱいということで計画しておるところでございます。

金額の根拠につきましては、公有財産規則にのっとっております、土地と建物の固定資産税評価額を基に算定をしているところでございます。

○委員（新原春二）せっかく寄贈されて、群の中にきちんとしたものができるといことで、本当、ありがたいことなんですけど、当然、住宅は駄目ですよ。宿泊だとか物産とか、そういうものに利用してくださいねということなんですけど、目星があつてですか。全く目星がない中で、こういう設定をされたんですか。

○社会教育課長（堀切良一）興味を示されている団体はあります。これは、近隣の団体でございます。

○委員（新原春二）あそこ、入来の武家屋敷群には、一つ、食事をするところはまだあるんですよ。もうないんですかね。してるよね。

○社会教育課長（堀切良一）今、食事をする場所でございますね。旧国道沿いにあった食事をするところは、今、やっておりません。

ただ、同時に、川のほうに1軒、今、営業して

はおります。

○委員（新原春二）有効利用をしていただくために、やっぱりそういうバッティングは観光客の少なさを見ればなかなか厳しいと思うんで、そこら辺をしながら、できれば宿泊のセットができれば、古民家でありますし、非常に有効活用できるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺もまた含めて御検討頂きたいと思っております。要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

---

#### △中央図書館の審査

○委員長（中島由美子）次は、中央図書館の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）電子書籍での貸出しが2か月前倒しで6月1日から始まったという新聞記事が出てましたが、どんな、今、状況なのか、少し報告を頂きたいと思っております。

○中央図書館長（尾寄菊一）お答えいたします。

3月の総務文教委員会では、8月の運用開始で準備を進めてまいりますとお答えいたしておりました。ですが、今年度行うことになっている工事が3件とか4件ございましたので、早期にそういう工事をすることにより、図書館を利用する方々に少しでも快適な環境を提供したいということから、蔵書点検等を行う図書特別整理期間を6月20日から7月1日の12日間を設定し、設けさせていただきました。したがって、中央図書館は長期の休館となりますので、図書館の本を貸し出したりとか、閲覧ができませんので、電子図書館での読書を楽しんでいただきたいということで、2か月ほど前倒しで運用開始をさせていただいたところでございます。

6月1日、1,250タイトルでスタートいたしました。1日から昨日までの22日までの状況でございますが、利用者ログイン回数は1,305件で、1日当たり平均しますと50件、閲覧件数は1,456件で1日当たり平均66件、貸出し回数は1,048件で1日当たり48件となっております。

また、本日現在の貸出し予約状況等でございますが、貸出しが103件、予約が24件、取り置きが25件、計152件となっているところでございます。

○委員（屋久弘文）館長が言われているように、24時間365日対応できるシステムですので、いろんな方法でもう少し市民等に周知を図ってほしいなと、要望です。お願いします。

○中央図書館長（尾寄菊一）すいません。2か月前倒した関係で、広報と周知のほうがちよっと足りないかなというふうに思っています。それで、広報紙のほうも、事後報告という形になって、6月25日号と7月10日号には掲載されることになっておりますが、私たちも利用者が少ないというふうに感じておりますので、多くの方に利用していただけるように、今後とも利用促進を図っていききたいというふうに思っています。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

---

#### △少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）では、少年自然の家の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学）所管事務に関する報告につきまして、総務文教委員会資料の10ページを御覧ください。

夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけものの旅」と、少年自然の家の利用状況について報告・説明いたします。

まず、8月4日から8月7日にかけて3泊4日で開催する、夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」について説明いたします。

行程につきましては、(1)にお示した目的を達成すべく、昨年度、台風接近に伴い本土開催となったため実施できませんでした里から手打までを縦断するコースを、市内に居住する小学5年生から高校3年生までの30人の異年齢集団で挑戦いたします。

主な活動は、(4)にありますように、甌島列島の自転車や徒歩での縦断をはじめ、様々な体験活動を実施し、甌島を五感で体感できる内容となっております。

新型コロナウイルス感染拡大状況や天候不良等により、甌島に移動できなかった場合は、(5)にお示のとおり、期間を2泊3日に短縮し、本土地域での活動とすることとしております。

最後に、(6)に新型コロナウイルス感染症防止対策をお示ししてございますけれども、そのほかにも熱中症や交通安全など十分留意し、所期の目的を達成できるように努めてまいります。

次に、少年自然の家の利用状況について御説明いたします。

資料の下の段、2を御覧ください。

まず、(1)の受入関係の集団宿泊学習では、27校が実施でき、延期または中止となった学校は3校となっております。

その他としてお示ししている集団宿泊学習以外のお泊まり保育やスポーツクラブの合宿等では、延期または中止の団体が10団体で、依然としてコロナの影響が続いている状況がございます。

(2)の主催事業は、通常の感染防止対策として行っているマスクの着用や検温、消毒などに加え、募集定員や開催時間等の規模縮小、事前予約制として実施しており、計画していた全ての事業を安全に実施することができ、市民の皆様にご大変喜んでいただいているところでございます。

今後も引き続き利用者の安全第一を最優先に考えて、社会教育施設としての機能を果たしていきたいと考えております。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** では、質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

議事調査課の前に、先ほどのマイナンバーの件で、行政経営課のマイナンバーのところ、川添委員より発言取消しの申出がありました。サポート、年金の申請に係る戸籍謄本、抄本については必要だということで、削除の申出がありましたが、許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしでありますので、削除してまいります。(13ページで削除済み)

△議事調査課の審査

**○委員長（中島由美子）** では、議事調査課の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△請願第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出について

**○委員長（中島由美子）** では、次に、請願第2号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記から、タブレットに意見書(案)を配信させます。

[意見書(案)配信]

○委員長（中島由美子）入りましたか。

意見書（案）は、請願書の内容と同様でありますので、朗読は省略いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、この意見書（案）について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを終了いたします。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣について

○委員長（中島由美子）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合はその手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

## 【卷末資料】

請願・陳情文書表

意見書案

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                 |           |                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|------------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 陳情第 1 号                                                         | 受 理 年 月 日 | 令和 4 年 2 月 2 1 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情 |           |                  |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 薩摩川内市尾白江町 2 6 3 6 番地 2<br>学校における新しい生活様式を実現する会<br>白川 誠一          |           |                  |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                 |           |                  |
| <p>新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が推奨されて2年が過ぎようとしている。子どもたちが安心して生活する場である学校においても様々な取組をしているが、制度上や財源上の措置が必要なものもいくつかある。なかでも消毒作業等の新たな業務により、更に多忙化している教職員の定数拡充は喫緊の課題である。</p> <p>また、現行で3分の1となっている国庫負担率を2分の1に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにすることも大切である。薩摩川内市の明日を担う子どもたちのための教育条件の整備をしてもらいたいと願うものである。</p> <p>以上の観点から、下記事項の実現を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に拡充すること。</p> |                                                                 |           |                  |

|      |                                                  |       |                |
|------|--------------------------------------------------|-------|----------------|
| 受理番号 | 請願第 2 号                                          | 受理年月日 | 令和 4 年 6 月 2 日 |
| 件名   | 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書                      |       |                |
| 請願者  | 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 廣居 忠喜 |       |                |
| 紹介議員 | 犬井 美香                                            |       |                |

### 要 旨

今、地方公共団体には、少子・高齢化の急激な進展に伴う子育て、医療や介護などの社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化の推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現状に目を向ければ、地域公共サービスを担う人材は不足し、職場実態は疲弊している中、一昨年来の新型コロナウイルス感染症や近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応を勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めるための意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁へ提出されるよう請願する。

### 記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、更なる財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

発議第 2 号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 7 月 4 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 中 島 由 美 子

提 案 理 由

令和5年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すべきである。

については、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化に関する意見書  
(案)

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療、介護などの社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化の推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められております。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また近年多発している大規模災害への対応も迫られております。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、令和5年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源

とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、更なる財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年7月4日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

---

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 中島 由美子